

神戸女子大学大学院看護学研究科 設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性 ……p. 1
2. 博士前期課程と博士後期課程を同時に設置する理由 ……p. 6
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 ……p. 7
4. 教育課程の編成の考え方及び特色 ……p. 7
5. 教員組織の編成の考え方及び特色 ……p. 14
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 ……p. 15
7. 施設・設備等の整備計画 ……p. 22
8. 基礎となる学部との関係 ……p. 24
9. 入学者選抜の概要 ……p. 25
10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 ……p. 29
11. 管理運営 ……p. 30
12. 自己点検・評価 ……p. 31
13. 情報の公表 ……p. 32
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等 ……p. 33

神戸女子大学大学院看護学研究科設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

1) 学校法人行吉学園神戸女子大学の沿革と現状

学校法人行吉学園は、昭和 15 年に神戸新装女学院を設置したことからスタートした。当時我が国は日中戦争の最中であり、女性の特性を活かして衣服の生産活動に従事することで社会に貢献し、また戦争未亡人など女性一人ひとりの手に職をつけることで自立を促すことが開学の最大の目的であった。

神戸新装女学院（昭和 15 年開設）で被服教育を始めた後の行吉学園の歴史は、昭和 25 年に神戸女子短期大学を設置して、被服、栄養、初等教育関係の学科を順次開設した。その後昭和 41 年に神戸女子大学を設置して家政学部を開設し、昭和 44 年に文学部、昭和 59 年に大学院家政学研究科、昭和 61 年に大学院文学研究科、平成 18 年に健康福祉学部、平成 27 年 4 月に看護学部、平成 28 年 4 月には大学院健康栄養学研究科を開設してきた。

なお、今回設置認可申請を予定している大学院看護学研究科については、基礎となる看護学部と同じ場所である神戸市中央区（ポートアイランドキャンパス）に看護学部完成年度直後の平成 31 年 4 月の開設を目指している。

(学校法人行吉学園の構成)

平成 29 年 4 月現在

学校	学部・研究科	学科・専攻
神戸女子大学	文学部	日本語日本文学科、英語英米文学科、神戸国際教養学科、史学科、教育学科
	家政学部	家政学科、管理栄養士養成課程
	健康福祉学部	社会福祉学科、健康スポーツ栄養学科
	看護学部	看護学科
神戸女子大学 大学院	文学研究科	日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、教育学専攻
	家政学研究科	食物栄養学専攻、生活造形学専攻
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
神戸女子短期大学	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科	
神戸女子大学附属 高倉台幼稚園	—	

2) 建学の精神

学校法人行吉学園の建学の精神は、「本学園の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすにある。」であり、現在でもこの精神に基づき、学生一人ひとりに愛情をもって丁寧な指導を行うことで、女性の特性を活かし社会に貢献できる自立した人間を育成することを目指している。また、建学の精神を実践するために「自立心・対話力・創造性」を培うことをモットーとしており、社会において、独立した責任ある人間として行動できる自立心をもった女性を育てる（自立心）、相手の心をよく理解し、自分の意志をしっかり伝える能力をもった対話力にすぐれた女性を育てる（対話力）、自分の力で発想し、自らの力で問題を解決することができる、創造的な思考能力をもつ女性を育てる（創造性）教育を行っている。

3) 看護学部の理念

学校法人行吉学園は、女性の特性を活かして「人々の健康な暮らしと文化」に貢献できる分野を中心に教育活動を展開してきており、時代の変化とともに社会が必要とする人材の育成に対応してきたところである。そこで看護学部においても本学のモットーである「自立心・対話力・創造性」を培う教育により、対話等を通して患者の心、看護の在り方をよく理解し、創造的な思考で自ら考え、責任ある人間として自立した視野の広い看護職を育成している。既設学科に管理栄養士養成課程や社会福祉学科、健康スポーツ栄養学科などがあり、これらの学科との有機的な連携により看護学科においては、幅広い総合的な健康管理、健康教育、療養支援などの教育研究が可能となっている。

学士課程において育成する人材は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職である。そのため、本学部の教育理念に「温かな心を育む教育を基盤として、変化する社会の健康ニーズにコミュニティの観点から柔軟に対応し、だれもが安全・安心・安寧に生活していく社会と人々の健康に積極的に関与していく自立した看護職を育成し、看護学の発展をとおして、人類の福祉に貢献する。」を置き、以下にあげる5つの教育目標を掲げて、本学部の教育課程としている。

目標1 人や社会との対話により、看護の表現力を育みます。

目標2 人々や学問への真摯な向き合いから、看護の実践力を育みます。

目標3 固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人を育みます。

目標4 病む人に寄り添う、自立した看護の専門職を育みます。

目標5 生涯にわたって看護学を探究し続ける力を育みます。

4) 看護学研究科看護学専攻設置の趣旨及び必要性

(1) 背景

我が国においては、近年の医学・医療の急速な進歩、人口の高齢化等、保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、人々の看護に対するニーズは複雑化、かつ多様化しており、これらに十分対応し得る資

質の高い看護職を養成することが社会的に強く求められている。

また、大学院教育の基本的な考え方としては、学部段階における教養教育と、これに裏打ちされた専門的素養の下に、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識を涵養する教育を基本としている。具体的には、①医療全般にわたり広い視野と高い見識をもつこと、②生命に対する深い畏敬の念と豊かな人間性をもつこと、③最新の知識と科学的思考を基に他の医療従事者と連携をとりながら患者やその家族へ適切な援助ができること、④看護職としての社会的使命に基づき社会に貢献できること、⑤生涯にわたり自己の資質向上に努めること等が要求されている。

この大学院教育の基本的な考え方を踏まえ、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な特定領域の高度専門職業人や、保健・医療・福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材が求められている。

このような社会的ニーズに対応するために大学における看護学教育が専門職の基礎教育として行われ、資質の高い看護職が養成されている。さらに、その基礎教育をベースに大学院で養成が期待されている人材として、教育者、研究者、高度専門職業人、これらに加え、知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材の養成が挙げられる。

（2）必要性

看護系大学は、平成3年の大学設置基準改正に伴う短期大学の大学化により、また、平成4年の「看護師等の人材確保に関する法律」の施行により急速に設置が進み、平成3年まで全国でわずか11校であったものが、25年を経過した平成29年4月には265校を数える状況下にある。この様な中にあって、兵庫県では平成4年では設置されていなかった看護系大学が平成29年4月では15校も設置され、多くの卒業生を社会に送り出しており、これらの卒業生は、兵庫県のみならず西日本圏を中心にして全域で活動している。その間、保健・医療・福祉の現場は、急激な少子高齢化、医療の急速な進歩、健康課題の複雑化・多様化、情報通信技術（以下、ICT）の活用等著しく変化していることから、看護実践の知の創生が求められている。また、現在、医療改革として地域包括ケアシステムの推進されている中で、看護の実践力・調整力・教育力のある専門看護師の需要増が見込まれている。これらに加えて、平成29年4月現在、全国で看護系大学が265校と急増する中で、看護教育の質保証の観点から看護学教員の数及び質の確保が必要であり、高度な専門性を持った看護専門職の育成と増加する看護系大学における教育の質を上げていくための看護教育に携われる人材の育成が急務となっている。

兵庫県内の看護系大学では、大学院修士課程での専門看護師教育を全国に先駆けて取り組んできた実績があり、13（平成29年12月現在）の専門看護分野の専門看護師が全国的に保健・医療・福祉の垣根を越えて活動している。そのため、兵庫県内を含む関西圏では各分野の専門看護師の数が徐々に増加してきているが、西日本圏を見た場合、近畿、中国四国、九州沖縄全ての専門看護師を合計しても平成29年12月現在で788名（資料1）、教育機関の数は平成29年4月現在、44大学の大学院と極めて少ない状況で（資料2）、また、重点的な健康課題のうち、がん看護の専門看護分野以外では社会のニーズに対応すべく専門看護師の育成が進んでいないのが現状である。本学では、重点的な健康課題のうち登録者数がまだ少ない小児看護分野、慢性看護分野の専門看護師の育成に絞って、社会貢献を果たしていくものと考えている。

本学看護学部では、「コミュニティを育む力」「対話による表現力」「看護の実践力」を身につけるために、コミュニティ・オブ・プラクティスの考え方を基にした科目である「学びのグループゼミ」を配置している。「学びのグループゼミ」は、1年次生から4年次生でグループを構成し、4年間を通して学内で学ぶ講義・演習と学外で学ぶ実習を繋ぎ、実践の学としての看護学を統合していけるような総合看護科目である。コミュニティ・オブ・プラクティスとは、あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技術を持続的な相互交流を通じて深めていく集団のことであり、課程や学年を越えた様々な学習プロセスや実践能力のある学生間で、学びのコミュニティを形成し、看護学と看護実践を相互に学びあい教えあう教育方法を学部・大学院を通して取り入れることで、さらに教育の一貫性と継続性、効果的な連続性が保たれると考える。

そこで、高度先端医療の拠点として様々なプロジェクトが推進されている神戸市ポートアイランドに位置し、コミュニティ・オブ・プラクティスを主軸に看護学基礎教育を行っている本学において、地域保健・医療を担う看護モデルの開発とそれに関わる専門看護師及び教育者・研究者の育成を目指すこととする。

（3）兵庫県看護協会からの開設要望

看護職能団体として、県民に対し、よりよい看護を提供するために日々活動している兵庫県看護協会会长から、「高度な専門知識を有する看護職及び看護管理者の育成、教育研究者の育成に寄与していくための大学院開設要望」が提出されていることから、地域に密着した大学として、その要望に応えていく必要がある（資料3）。

5) 看護学研究科看護学専攻の教育研究上の理念と目的

本学園の教育は、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすにある。」を建学の精神として、「学術の研究を通して、人生社会に対する広い視野と深い洞察とを身につけ、識見高く、心情豊かな女性を育てる」、「個性の伸長をはかり、社会に貢献しうる人材を育てる」、「勤労を愛し、義務と責任を重んじ、自律的に行動する態度を養う」、「宗教的情操を培い、謙虚にして、愛情深く、よく苦難に耐え、常に信念に生きる女性を育てる」、「明朗にして礼節あり、健康にして柔軟な心身の持ち主となり、よく世代を導きうる女性を育てる」ことを教育綱領としている。これらの環境下にあって、看護学研究科では、地域で活躍できる実践に裏打ちされた教育・研究者や高度専門職業人を育成することで、社会に貢献する。

【博士前期課程】

博士前期課程の教育上の理念と目的は、建学の精神に則り、生命の尊厳への深い理解と実践科学としての看護の本質を探究する姿勢を育み、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備えた看護職または、高度専門職業人として社会に貢献できる人材を育成することである。

【博士後期課程】

博士後期課程の教育上の理念と目的は、建学の精神や博士前期課程の理念等を踏まえ、高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与する看護系教育機関の教員・

研究者または、保健医療福祉施設における実践者や管理者として、社会に貢献できる人材を育成することである。

6) 看護学研究科看護学専攻の育成する人材

【博士前期課程】

博士前期課程では、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育・研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人の育成を目指す。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、教育研究上の目的に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査及び試験に合格したものに「修士（看護学）」の学位を授与する。

1. 研究の基本的な能力を修得している。
2. 対象に応じた高い教育能力を修得している。
3. 専攻分野における高度な看護実践能力を修得している。
4. 高度専門職業人としての倫理観と姿勢を身につけています。
5. コミュニティヘルスケアを基盤として、人々の健やかな生活を支える能力を修得している。

【博士後期課程】

博士後期課程では、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者の育成を目指す。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、教育研究上の目的に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者に「博士（看護学）」の学位を授与する。

1. 看護・医療を取り巻く社会情勢の変化を見越した、革新的な看護ケアやコミュニティ・ケアシステムを生み出すことができる高度な水準の研究能力を修得している。
2. 次世代の看護を担う人材を育成するための、卓越した教育能力を修得している。
3. 看護における諸課題を探究し、解決に向けて総合的に思考し判断できる、高度な問題解決能力を修得している。
4. 看護の教育研究者として、高い倫理観を備え、学際的かつ国際的な視点で物事や現象を捉える能力を修得している。

7) 看護学専攻修了者の予想される進路

本研究科看護学専攻の修了者は、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備え、看護学の発展と学問を通して社会に貢献できる人材として、関西圏のみならず西日本圏における保健・医療・福祉・教育などの場や機関での就業が見込まれ、実践・教育・研究・政策の開発に携わると予想される。

【博士前期課程】

博士前期課程の修了者は、保健医療福祉施設における看護の質向上を図るために、実践者や指導者として元の職場に復帰する者がいると考えられる。また、看護系大学の教員としての就業が見込まれる。専門看護師コースを修了した者は、西日本圏における医療機関の専門看護師としての活躍が期待

でき、研究コースを修了した者は、医療機関での卒後教育の担当者、保健医療福祉に関連して起業する者、職能団体の職員、医療関連企業や研究機関等で活躍する道が拓かれる。また、教育研究能力のさらなる向上や、より専門性の高い高度専門職業人を目指して、博士後期課程に進学することが予想される。

【博士後期課程】

博士後期課程を修了した者の多くは、看護系大学の教員としての就業が見込まれ、西日本圏において、さらには全国的な看護系大学教員の育成に貢献できると考えられる。一方、革新的な研究能力や卓越した教育能力を有し、専門分野で自立して活躍できる教育研究者は、各種研究機関、保健医療福祉の現場、企業、行政機関等で必要とされており、幅広い分野で活躍していくことが期待される。

2. 博士前期課程と博士後期課程を同時に設置する理由

看護学研究科では、次の4点の理由により、博士前期課程と博士後期課程の同時設置を申請する。

第1に、看護系大学が増加し続けていることによる教員不足が全国に広がっており、質の高い看護教育を提供するためには、優秀な教育者、研究者の育成が強く社会から求められている状況下にある。平成29年4月時点での兵庫県内にある看護系大学15校の中で、博士前期課程と博士後期課程を開設する看護系大学院は国立1校、公立2校、私立2校という現状であり、保健・医療・福祉の現場で活躍している社会人が学修する機会を得ることのできる「昼夜開講制」の教育方法を取り入れることとしている本大学院の博士前期課程と博士後期課程の同時開設の役割は極めて高いと考えられる。このような実態を踏まえ、兵庫県看護協会会长からも同時開設の要望が提出されたところである。

第2に、質の高い看護実践家の育成という学士課程からの一貫した教育理念に鑑み、高度な実践家の育成とともに、その実践に根ざした看護の知を創生・発展させる基礎的能力を養う博士前期課程と知の創生とともに優れた実践知を教育や政策化・制度化することで効果的に社会に還元する能力を養う博士後期課程を同時に設置し、有機的な連携を保って教育を展開することが必要である。

第3に、本研究科は西日本の中でも専門看護師が比較的多く活躍する近畿地方にあって、看護実践をさらに科学的に探究し、知の創生と社会への効果的な還元の方略・方術を修得できる博士後期課程に対するニーズにこたえる教育内容と立地的な利便性を備えている。専門看護師の更なる能力の向上やキャリア・アップに必要な博士後期課程と高度実践家の育成を含む博士前期課程を同時設置することで、博士後期課程の学生が高度な実践を教育する機会につながり、両課程の学生の有機的な学習・教育・研究環境を提供できる。

第4に、本学の看護学教育では、コミュニティ・オブ・プラクティスの考えに基づき、学年や課程を越えた様々な学習プロセスにある学生間で学びのコミュニティを形成し、看護学と看護実践を相互に学びあう教育方法を取り入れている。博士前期課程では、必修科目である「看護理論」に教員と学生からなるコミュニティ・オブ・プラクティスを育成しながら学習と知の創成が可能となる方法を取り入れており、博士後期課程では、必修科目である「理論看護学」にコミュニティ・オブ・プラクティスの考え方を用いて看護実践の知を創り出す研究者コミュニティの育成と知の統合、看護理論の開発を考える教育方法を取り入れている。このように、各課程の学生が相互に学び・教えあうコミュニ

ティの形成とそれによる学習効果を高めるために、学士課程の完成年度直後に博士前期課程と博士後期課程を同時に設置することが重要となる。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学は、「自立心・対話力・創造性」を培う教育により、対話等を通して患者の心、看護の在り方をよく理解し、創造的な思考で自ら考え、責任ある人間として自立した視野の広い看護職を育成することを目的とし、看護学部教育における学問の専門分野を「看護学」としており、本研究科においても専門分野を「看護学」とする。研究科名は看護学研究科とし、専攻名称を看護学専攻とすることで、育成する人材を端的に表し、専攻分野の名称も教育研究上の目的に基づくとともに、国際的な通用性にも留意した名称とした。

[大学院名称]

看護学研究科（英語名：Graduate School of Nursing）

看護学専攻博士前期課程（英語名：Master's Course of Nursing）

看護学専攻博士後期課程（英語名：Doctoral Course of Nursing）

[学位名称]

博士前期課程 修士（看護学）（英語名：Master of Science in Nursing）

博士後期課程 博士（看護学）（英語名：Doctor of Philosophy in Nursing）

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

1) 教育課程の編成

看護学部のカリキュラムでは、看護専門領域として、「コミュニティ・ケアシステム領域」「医療看護領域」「成育看護領域」の3つの領域と「統合看護科目」で構成していることから、本研究科の専門分野についても学部の領域と連動するよう構成する。看護学部の看護専門領域の概要については次のとおりである。

- (1) 看護学概論、看護情報学、老年看護論、地域看護活動論、生活援助論などの科目が連携して、看護ケアの基本や方法、看護ケアと社会システムの関係について学ぶ、核となる「コミュニティ・ケアシステム領域」。
- (2) 慢性期看護論、急性期看護論、治療看護論、精神看護論、医療ケアシステム論などの科目が連携して、人の“こころ”と“からだ”を切り離さず統合的に捉え、看護ケアと医療・治療に関する専門的知識・技能を学ぶ「医療看護領域」。
- (3) 小児看護論、母性看護論、助産学概論、養護概説などの科目が連携して、子どもや母性・父性の健やかな成長発達を支援するための専門的知識・技能を学ぶ「成育看護領域」。
- (4) 講義・演習で学んだ知識と、実習科目の経験を結びつけ、看護実践力を養う学びのグループゼミ I～IV、総合実習（地域・在宅）、課題探究の科目がある「統合看護科目」。

特に、学びのグループゼミは、コミュニティ・オブ・プラクティスを実践する科目である。

【博士前期課程】

博士前期課程は、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを示す。

1. 高度な看護実践家を育成する「専門看護師コース」と専門分野の教育・研究者並びに実践と研究の架け橋となる人材を育成する「研究コース」を開設する。「専門看護師コース」には、慢性看護分野と小児看護分野を設ける。「研究コース」には、高齢者看護学分野、地域看護学分野、看護実践デザイン・情報マネジメント分野、精神看護学分野、女性看護学分野を設ける。
2. カリキュラムは、高度な看護実践力や対象に応じた高い教育力、研究に必要となる基本的能力を修得する「共通科目」、各分野における専門性を高める講義科目と実習科目からなる「専門科目」、高度看護実践能力の獲得や研究課題を焦点化し研究を展開する能力を高める演習科目からなる「演習・研究科目」で編成する。
3. 看護の対象者や社会のニーズの変化に応じた高度な看護実践が提供できる能力、変化に対応した看護ケアが開発できる能力、効果的なケアシステムが開発できる能力、マネジメントに携わることができる能力の修得を目指す科目を配置する。
4. 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるための看護ケアを開発するために、実践の中から地域が求める看護課題を探求し、エビデンスを活用する能力及び成果を発信する能力を養う。
5. 看護実践の知の創出、発展のための基礎的能力として、教育・実践のコミュニティを育成することができる能力を養う。

学部のコミュニティ・ケアシステム領域からは「研究コース」として、「高齢者看護学分野」並びに「地域看護学分野」を設置して、これからの中高齢者ケア、地域ケアの時代に実践、教育・研究を牽引する人材を育てる科目を編成する。「高齢者看護学分野」の科目は、高齢者看護学特論、高齢者看護学対象論、高齢者看護学方法論、演習IIIa（急性期の高齢者ケア）、演習IIIb（慢性期の高齢者ケア）、「地域看護学分野」の科目は、地域看護学特論I、地域看護学特論IIである。

学部の医療看護領域からは、「専門看護師コース」に慢性疾患看護専門看護師を目指す「慢性看護」を、「研究コース」に「精神看護学分野」を設けて、増加し続ける慢性疾患患者ケアとメンタルヘルスの実践、教育・研究のリーダーを育成する科目を配置する。「慢性看護」の科目は、慢性看護学特論I、慢性看護学特論II、慢性看護学方法論I、慢性看護学方法論II、慢性看護ケアシステム論、慢性看護実習I、慢性看護実習II、慢性看護実習III、慢性高度実践看護演習I、慢性高度実践看護演習II、慢性高度実践看護課題研究、「精神看護学分野」の科目は、精神看護学特論I、精神看護学特論II、精神看護学方法論、演習IIa（精神看護における様々な心理学的精神科治療技法）、演習IIb（精神看護学における対象理解と看護援助）である。また、研究コースに、「看護実践デザイン・情報マネジメント分野」をおき、コミュニティ・ケアシステム領域と医療看護領域を架橋するとともに、専門看護師の高度な看護実践と教育・研究の有機的な連携を築く科目を配置する。看護情報学特論、遠隔看護特論、看護実践デザイン特論I、看護実践デザイン特論IIである。

学部の成育看護領域からは、「専門看護師コース」に小児看護専門看護師を育てる「小児看護」を、「研究コース」に母性看護学と助産学を含む「女性看護学分野」をおき、少子化に対応して次世代の健康を守る高度実践家、教育・研究者を育成する科目を配置する。「小児看護」の科目は、小児看護学特論Ⅰ、小児看護学特論Ⅱ、小児看護学方法論Ⅰ、小児看護学方法論Ⅱ、小児保健医療福祉論、小児看護実習Ⅰ、小児看護実習Ⅱ、小児看護実習Ⅲ、小児看護実習Ⅳ、小児高度実践看護演習Ⅰ、小児高度実践看護演習Ⅱ、小児高度実践看護課題研究、「女性看護学分野」の科目は、女性看護学特論Ⅰ、女性看護学特論Ⅱである。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連から、特に授業科目がディプロマポリシーに直結しており関連が強い科目（資料4 博士前期課程カリキュラムマップの⑩）については、次のとおりである。

「共通科目」では、ディプロマポリシー①研究の基本的な能力を修得するために、「看護理論」「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」「国際保健・疫学論」を設ける。ディプロマポリシー②対象に応じた高い教育能力を修得するために、「看護教育論」「看護理論」「コンサルテーション論」を設ける。ディプロマポリシー③専攻分野における高度な看護実践能力を修得するために、「コンサルテーション論」「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」を設ける。ディプロマポリシー④高度専門職業人としての倫理観と姿勢を身につけるために、「看護教育論」「看護マネジメント論」「看護理論」「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」「看護倫理展開論」を設ける。ディプロマポリシー⑤コミュニティヘルスケアを基盤として、人々の健やかな生活を支える能力を修得するために、「看護理論」「看護政策論」を設ける。

「専門科目」では、ディプロマポリシー①研究の基本的な能力を修得するために、「高齢者看護学特論」「高齢者看護学対象論」「高齢者看護学方法論」「地域看護学特論Ⅰ」「地域看護学特論Ⅱ」「看護情報学特論」「遠隔看護特論」「看護実践デザイン特論Ⅰ」「看護実践デザイン特論Ⅱ」「精神看護学特論Ⅰ」「精神看護学特論Ⅱ」「精神看護学方法論」「女性看護学特論Ⅰ」「女性看護学特論Ⅱ」を設ける。ディプロマポリシー②対象に応じた高い教育能力を修得するために、「慢性看護学方法論Ⅱ」「慢性看護実習Ⅱ」「慢性看護実習Ⅲ」「小児看護実習Ⅱ」「小児看護実習Ⅲ」「小児看護実習Ⅳ」「高齢者看護学特論」「高齢者看護学対象論」「高齢者看護学方法論」「地域看護学特論Ⅰ」「地域看護学特論Ⅱ」「看護情報学特論」「遠隔看護特論」「看護実践デザイン特論Ⅰ」「看護実践デザイン特論Ⅱ」「精神看護学特論Ⅰ」「精神看護学特論Ⅱ」「精神看護学方法論」「女性看護学特論Ⅰ」「女性看護学特論Ⅱ」を設ける。ディプロマポリシー③専攻分野における高度な看護実践能力を修得するため及び、ディプロマポリシー④高度専門職業人としての倫理観と姿勢を身につけるために、「慢性看護学特論Ⅰ」「慢性看護学特論Ⅱ」「慢性看護学方法論Ⅰ」「慢性看護学方法論Ⅱ」「慢性看護ケアシステム論」「慢性看護実習Ⅰ」「慢性看護実習Ⅱ」「慢性看護実習Ⅲ」「小児看護学特論Ⅰ」「小児看護学特論Ⅱ」「小児看護学方法論Ⅰ」「小児看護学方法論Ⅱ」「小児保健医療福祉論」「小児看護実習Ⅰ」「小児看護実習Ⅱ」「小児看護実習Ⅲ」「小児看護実習Ⅳ」を設ける。

「演習・研究科目」では、ディプロマポリシー①研究の基本的な能力を修得するために、「演習Ⅰ」「研究セミナー」「特別研究」「慢性高度実践看護課題研究」「小児高度実践看護課題研究」を設ける。ディプロマポリシー②対象に応じた高い教育能力を修得するために、「慢性高度実践看護演習Ⅱ」「小児高度実践看護演習Ⅱ」「特別研究」「慢性高度実践看護課題研究」「小児高度実践看護課題研究」を設

ける。ディプロマポリシー③専攻分野における高度な看護実践能力を修得するために、「演習Ⅱa」「演習Ⅱb」「演習Ⅲa」「演習Ⅲb」「慢性高度実践看護演習Ⅰ」「慢性高度実践看護演習Ⅱ」「小児高度実践看護演習Ⅰ」「小児高度実践看護演習Ⅱ」を設ける。ディプロマポリシー④高度専門職業人としての倫理観と姿勢を身につけるために、「演習Ⅱb」「演習Ⅲa」「演習Ⅲb」「慢性高度実践看護演習Ⅰ」「慢性高度実践看護演習Ⅱ」「小児高度実践看護演習Ⅰ」「小児高度実践看護演習Ⅱ」「特別研究」「慢性高度実践看護課題研究」「小児高度実践看護課題研究」を設ける。ディプロマポリシー⑤コミュニティヘルスケアを基盤として、人々の健やかな生活を支える能力を修得するために、「演習Ⅲa」「演習Ⅲb」「慢性高度実践看護演習Ⅰ」「慢性高度実践看護演習Ⅱ」「小児高度実践看護演習Ⅰ」「小児高度実践看護演習Ⅱ」「特別研究」「慢性高度実践看護課題研究」「小児高度実践看護課題研究」を設ける。

【博士後期課程】

博士後期課程は、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的な研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを示す。

1. 看護ケア・教育学分野、看護情報システム分野、看護政策・マネジメント分野、精神健康看護学分野、高齢者高度実践看護学分野、看護病態学分野、国際保健学分野の7分野を開設する。
2. カリキュラムは、看護学の学術的発展を担うための基盤的能力を養う「共通科目」、各専門分野における学識を深める「専門科目」、新しいエビデンスが創造できる高度な研究能力の獲得のための看護学特別研究を含む「演習・研究科目」で編成する。
3. コミュニティ・オブ・プラクティスの考え方を用いて、看護実践の知を創り出す研究者コミュニティを形成し、広範な看護課題や国内外の健康問題を解決するための能力を養う。
4. 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるためのコミュニティ・ケアシステムの開発や革新的な看護ケアを生み出すことができる研究能力を養う。
5. 看護の成果を教育や政策・制度へ繋げていくことで、価値の高い看護サービスを開発する能力を養うための科目を配置する。
6. 看護学の学術的発展に貢献できる次世代を育てる卓越した教育能力を修得するための科目を配置する。

看護学部・博士前期課程のコミュニティ・ケアシステム領域、医療看護領域、並びに成育看護領域に連動し、コミュニティ・ケアシステム領域からは、超高齢社会における新たな高度実践看護の方法を開発する「高齢者高度実践看護学分野」、実践モデルの開発や教育プログラムの開発を行う「看護ケア・教育学分野」や、対象者や家族、地域に対してQOLの向上に貢献可能な情報技術を利用した支援方法を開発する「看護情報システム分野」を設ける。医療看護領域からは、看護実践の価値や有効性を可視化し、看護サービスとして保健医療福祉制度に効果的に組み入れるプロセスについて理解を深める「看護政策・マネジメント分野」、精神健康の問題現象に対する対策・支援・ケア及び支援システム等を考察し、新たな援助方法を検討する「精神健康看護学分野」、病態に対する新しいケアやキュアを生みだす「看護病態学分野」を設ける。成育看護領域からは、世界における母子や女性の健康問題、

国際的な保健施策の開発や地域住民の健康向上のために必要な国際協力を学ぶ「国際保健学分野」を設ける。このように、博士後期課程では 7 つの分野で構成する。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連から、特に授業科目がディプロマポリシーに直結しており関連が強い科目（資料 4 博士後期課程カリキュラムマップの②）を以下に述べる。

「共通科目」では、ディプロマポリシー①看護・医療を取り巻く社会情勢の変化を見越した、革新的な看護ケアやコミュニティ・ケアシステムを生み出すことができる高度な水準の研究能力を修得するために、「理論看護学」「看護学研究」「英語論文演習」を設ける。ディプロマポリシー②次世代の看護を担う人材を育成するための、卓越した教育能力を修得するために、「理論看護学」を設ける。ディプロマポリシー③看護における諸課題を探究し、解決に向けて総合的に思考し判断できる、高度な問題解決能力を修得するために、「理論看護学」「看護学研究」を設ける。ディプロマポリシー④看護の教育研究者として、高い倫理観を備え、学際的かつ国際的な視点で物事や現象を捉える能力を修得するために、「看護学研究」「英語論文演習」を設ける。

「専門科目」では、ディプロマポリシー①看護・医療を取り巻く社会情勢の変化を見越した、革新的な看護ケアやコミュニティ・ケアシステムを生み出すことができる高度な水準の研究能力を修得するために、「高齢者高度実践看護学特論」「看護ケア・教育学特論」「看護情報システム特論」「看護政策・マネジメント特論」「精神健康看護学特論」「看護病態学特論」「国際保健学特論」を設ける。ディプロマポリシー②次世代の看護を担う人材を育成するための、卓越した教育能力を修得するために、

「看護ケア・教育学特論」「看護政策・マネジメント特論」を設ける。ディプロマポリシー③看護における諸課題を探究し、解決に向けて総合的に思考し判断できる、高度な問題解決能力を修得するために、「高齢者高度実践看護学特論」「看護情報システム特論」「精神健康看護学特論」を設ける。ディプロマポリシー④看護の教育研究者として、高い倫理観を備え、学際的かつ国際的な視点で物事や現象を捉える能力を修得するために、「看護病態学特論」「国際保健学特論」を設ける。

「演習・研究科目」では、ディプロマポリシー①看護・医療を取り巻く社会情勢の変化を見越した、革新的な看護ケアやコミュニティ・ケアシステムを生み出すことができる高度な水準の研究能力を修得するため及び、ディプロマポリシー③看護における諸課題を探究し、解決に向けて総合的に思考し判断できる、高度な問題解決能力を修得するために、「看護学演習」「看護学特別研究」を設ける。ディプロマポリシー②次世代の看護を担う人材を育成するための、卓越した教育能力を修得するために、「看護学特別研究」を設ける。ディプロマポリシー④看護の教育研究者として、高い倫理観を備え、学際的かつ国際的な視点で物事や現象を捉える能力を修得するために、「看護学特別研究」を設ける。

2) 教育課程の概要

【博士前期課程】

(1) 共通科目

共通科目には合計 12 科目を配置し、それぞれの専攻分野における高度な看護実践能力及び対象に応じた高い教育能力、並びに研究の遂行に必要とされる基本的な能力を育成するための基礎となる次の 9 科目を配置する。日本看護系大学協議会の定める専門看護師の教育内容に準じた科目である「看護教育論」、「看護マネジメント論」、「看護理論」、「看護研究方法論 I」、「コンサルテーション論」、「看護倫理学論」、「看護政策論」の 7 科目を含め「看護研究方法論 II」、「国際保健・疫学論」を加えて配置する。

また、日本看護系大学協議会の定める専門看護師の教育内容に準じ「フィジカルアセスメント」、「病態生理学」、「臨床薬理学」の3科目を配置し、専門看護師コースの必修科目とする。

(2) 専門科目

① 専門看護師コース

専門看護師コースは、慢性疾患看護専門看護師を目指す「慢性看護」、小児看護専門看護師を目指す「小児看護」の2分野を設置する。各分野の専門科目は、日本看護系大学協議会の定める専門看護師の教育内容に準じ、例えば、「慢性看護」の場合は、「慢性看護学特論Ⅰ（慢性病者と家族を支援する制度と体制）」、「慢性看護学特論Ⅱ（慢性病者と家族の行動と反応の理解）」、「慢性看護学方法論Ⅰ（慢性病者の包括的アセスメント）」、「慢性看護学方法論Ⅱ（慢性病者と家族の支援技術）」、「慢性看護ケアシステム論（療養環境の調整）」を配置する。また、高度な看護実践能力を育成するために「実習科目」として、「慢性看護実習Ⅰ（慢性病者の包括的アセスメント）」、「慢性看護実習Ⅱ（慢性病者と家族に対する高度看護実践）」、「慢性看護実習Ⅲ（専門看護師役割、コンサルテーション、コーディネーション）」を配置する。

② 研究コース

研究コースは、「高齢者看護学」、「地域看護学」、「看護実践デザイン・情報マネジメント」、「精神看護学」、「女性看護学」の5分野から構成され、専攻における高度な看護実践能力及び対象に応じた高い教育能力、研究の遂行に必要とされる基本的な能力を育成する科目を配置する。

例えば、看護実践デザイン・情報マネジメント分野は、「看護情報学特論」、「遠隔看護特論」、「看護実践デザイン特論Ⅰ（コミュニティ・オブ・プラクティス）」、「看護実践デザイン特論Ⅱ（Nursing Policy & Management）」の4科目を選択必修として配置する。この分野の科目では、多岐にわたる看護情報の活用と管理方法を学び、看護実践を論理的に記述・分析するための基本となる能力を養う。これによって大きく変化する社会環境のなかで、看護の対象者や社会のニーズの変化に応じた高度な看護実践者、変化に対応する看護ケアの開発者及び効果的なケアシステムの開発やマネジメント、制度設計に携わる管理者や政策立案者の育成を目指す。

また、「精神看護学」分野の専門科目には、「精神看護学特論Ⅰ（精神医療保健福祉制度の現状と課題および看護の役割）」、「精神看護学特論Ⅱ（心の健康と病理に関する諸理論と精神状態の評価）」、「精神看護学方法論（精神看護実践の基礎となる理論と援助技法）」を必修科目として設置する。

(3) 演習・研究科目

① 専門看護師コース

ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアが提供できるように、日本看護系大学協議会の定める専門看護師の教育内容に準じ、「慢性高度実践看護演習Ⅰ（慢性病者の包括的アセスメント演習）」、「慢性高度実践看護演習Ⅱ（慢性病者と家族に対する支援技術演習）」、「小児高度実践看護演習Ⅰ（小児の包括的査定と技法）」、「小児高度実践看護演習Ⅱ（様々な健康レベルにある小児の援助方法）」を必修科目として配置する。また、「慢性高度実践看護課題研究」「小児高度実践看護課題研究」を必修

科目として配置し、修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）作成の指導を行い、専攻分野における研究に必要とされる基本的な能力を育成する。

学位論文の指導については、研究主指導教員 1 名と 2 名の研究副指導教員を置き、学生は、複数教員の指導を受けながら研究を進める。

② 研究コース

「演習 I」を必修科目として配置し、関心領域の文献を系統的に検索・収集し、精査・抄読して、その領域の研究に必要な基本概念や理論と研究領域の発展に関する歴史的経緯、関連する領域の研究の動向を理解することを通じて、研究課題を明らかにするための知識と技術、並びに論理的思考力を養う。また、修士論文の作成に向けて「研究セミナー」を 1 年次の通年科目に配置し、「特別研究」を 2 年次の通年科目として、必修科目に配置する。「研究セミナー」では、専門領域における研究課題について、精査を重ね研究目的として明文化し、研究計画を立案するプロセスを学び、教育研究者として必要となる学習方法と表現方法の基礎を修得する。「特別研究」では、特定の研究課題について、研究計画に沿ってデータ収集、分析、結果のまとめと考察、並びにこれを論文として記述する一連の研究プロセスを展開することを学ぶ。

学位論文の指導については、研究主指導教員 1 名と 2 名の研究副指導教員を置き、学生は、複数教員の指導を受けながら研究を進める。

- ・専門看護師コースの修了要件単位数は、40 単位（うち課題研究は 2 単位）とする。
- ・研究コースの修了要件単位数は、30 単位（うち特別研究は 6 単位）とする。

【博士後期課程】

(1) 共通科目

看護課題を解決するための研究デザイン並びに方法を開発できる高度な研究能力を養い、博士論文を完成させるために、必修科目として「看護学研究」を設ける。「看護学研究」は、博士前期課程で修得した研究能力をさらに深め、特に量的研究法について、適切な手法の選択、検定や推計理論の理解、実践的に応用可能な多変量解析の基礎から応用までの理解を深めることを目指す。

「理論看護学」は、博士前期課程で修得した「看護理論」を踏まえ、理論開発の基礎、看護実践の知を創り出すコミュニティの育成と知の統合、看護理論の開発方法を身につけるため、必修科目として設ける。

選択科目として、研究に取り組む姿勢や論文の背景にある技術、今後発展させるべき学問領域の理解を深めるために英語の原著論文に慣れ親しみ、英語論文の作成能力や英語でのプレゼンテーションスキルの向上を目指して、「英語論文演習」を配置する。

(2) 専門科目

広範な看護課題や世界の健康問題について、現在の対策・支援・ケア及び支援システム等の有効性や課題を考察し、新たな援助方法を創出するため、7 科目を設け、1 年次前期または 2 年次前期に 1 科目 2 単位以上を選択する。

「看護ケア・教育学特論」、「看護政策・マネジメント特論」と、この両者をつなぐ「看護情報システム特論」を設定する。これらの科目では、コミュニティ・オブ・プラクティスの看護実践及び看護教育への応用のための概念開発、理論の構造化、現象の意味解釈などの理解を深め、コミュニティの育成・学習促進・知の創成のプロセスを学び、看護実践の価値や有効性を看護サービスとして保健医療福祉制度に組み入れるプロセスについての理解を深める。これら、看護実践・看護教育・看護政策・看護マネジメントを看護情報を通して有機的に捉え、看護学の知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、より高度な研究能力を身につけることを狙いとする。また、国内外における精神保健福祉の動向と課題について歴史的背景を含めて理解を深めるとともに、精神の健康問題に関する様々な現象を理解するための理論や概念を学ぶ「精神健康看護学特論」を設ける。

病態を正しく捉えることは適切かつ倫理的なケアやキュアに不可欠であることから、「看護病態学特論」を基盤として、膨大な知識をいかに利用し思考するかを学び、グローバルな視点で健康格差を学ぶとともに、国際的な保健施策の開発や地域住民の健康向上のために必要な国際協力の課題と方法を学習する、また、世界における母子や女性の健康問題を「異文化」の中でどのように捉え、理解していくのかという看護における国際協力の視点についても学習する「国際保健学特論」を設定する。

(3) 演習・研究科目

新しいエビデンスが創造できる革新的な研究能力や、次世代を育てる卓越した教育能力を培うために「看護学演習」と「看護学特別研究」を配置する。「看護学演習」は、1年次後期または2年次後期に履修する2単位の必修科目である。自らの関心に基づき研究で取り扱う看護の問題現象についての知識を深めるとともに、自立して研究活動が行える高度な研究能力を養うことを目的としている。

「看護学特別研究」は、1年次から3年次の通年開講科目である。1年次は研究課題を設定し、研究計画書を立案する。2年次は、研究倫理審査を受けた後、研究計画書に従ってデータ収集・分析を行い、結果をまとめ、3年次は、学術専門誌への投稿論文の推敲を通して、最終的な博士論文の作成を行う。この過程を通して、問題発見、問題分析、問題探究・調査、論理的思考などの能力を修得し、専門領域における新しいエビデンスが創造できる、革新的な研究能力や卓越した教育能力を修得する。

学位論文の指導については、研究主指導教員1名と2名以上の研究副指導教員を置き、学生は、複数教員の指導を受けながら研究を進める。本科目の一環として、研究計画発表会を設けて、発表会に参加資格のある博士後期課程に在籍する学生と看護学研究科委員会メンバーとのディスカッションを通して、研究の新規性や独創性を問い合わせ、論理的思考力や批判的思考力を養う機会とする。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織は、博士前期課程では、16名の専任教員で構成する。教授13名、准教授3名で構成され、うち博士学位取得者は13名、修士学位取得者3名である。修士号のみを有する教授、准教授においても、専門分野において高い専門性と臨床経験が豊富であることと、熟練した教育・研究歴があり、指導教員として十分な教育・研究業績を有している。

博士後期課程では、14名の専任教員で構成する。教授13名、准教授1名で構成され、うち博士学位取得者は12名である。

専任教員の年齢構成は、40歳～49歳が1名、50歳～59歳が8名、60歳～69歳が7名であり、40代から60代の教員をバランスよく配置し、完成年度後も継続的な教育・研究活動が可能である。

なお、本学の定年は学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則第29条（資料5）に規定されており、教育職員については70歳である。教授2名が学年進行中に70歳を超えることになるが、本学の行吉学園再雇用に関する規程（資料5）及び行吉学園特任教員規程（資料5）に基づき、完成年度までの雇用は確保されている。また完成年度後に退職となる教員の後任については、その都度、適任者を補充することとし、常に教員組織の編成を継続した状態で維持する。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

【博士前期課程】

博士前期課程では、「専門看護師コース」と「研究コース」の2コースを設定しており、各コースにおける修了要件は以下のとおりであり、履修モデルを資料6に示す。

「専門看護師コース」

- ① 共通科目：「看護理論」「看護研究方法論Ⅰ」「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」10単位必修、選択科目から4単位（各選択に別途定める必修科目含む）の計14単位以上
- ② 専門科目（以下のa・bの専門看護師専攻教育課程2課程から1課程を選択）
 - a. 慢性看護選択者：必修8科目20単位
 - b. 小児看護選択者：必修9科目20単位
- ③ 演習・研究科目：各分野の「演習」4単位及び「課題研究」2単位の計6単位
- ④ 以上①～③の要件を充たし、かつ合計40単位以上取得

「研究コース」

- ① 共通科目：「看護理論」「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」6単位必修
- ② 専門科目：専攻する分野の専門科目の必修科目及び選択科目6単位以上
- ③ 演習・研究科目：「演習Ⅰ」2単位、「研究セミナー」4単位及び「特別研究」6単位の計12単位
ただし、精神看護学分野の学生は、計12単位に「演習Ⅱa」2単位、「演習Ⅱb」2単位を加えて計16単位、高齢者看護学分野の学生は、「演習Ⅲa」2単位、「演習Ⅲb」2単位を加えて計16単位
- ④ 共通科目又は専門科目：2単位以上
- ⑤ 以上①～④の要件を充たし、かつ合計30単位以上取得

【博士後期課程】

博士後期課程では、「共通科目」「専門科目」「演習・研究科目」の分類に応じて教育研究指導を行う。履修モデルを資料6に示す。

- ① 共通科目から4単位以上、専門科目から2単位以上、演習・研究科目から8単位の合計14単位以上を修得すること。
- ② 査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌）に投稿し、原

著論文 1 編が掲載あるいは掲載予定であること。看護学研究科が認定する学術誌とは、日本学術会議協力学会研究団体には登録されていないが、a) 学術研究の向上発達を主たる目的として、その達成のための学術研究活動を行っていること、b) 活動が研究者（学術研究を行っている大学教授・准教授・講師・助教、非常勤講師、民間研究所の研究員等）自身の運営により行われていること、c) 査読のある学術研究（論文等）を掲載する機関誌を年 1 回継続して発行していること、これらの要件を満たし、看護学研究科委員会で承認を受けた学術誌とする。

- ③ 博士論文を作成し、論文審査及び試験に合格すること。
- ④ 上記 3 つの要件を総て充たした場合に、博士（看護学）の学位を授与する。

1) 履修及び研究指導のスケジュール

【博士前期課程】

博士前期課程の履修及び研究指導は、以下の内容に沿って行う。

「専門看護師コース」

- ① ガイダンス・履修科目の選択
- ② 研究主指導教員 1 名と研究副指導教員 2 名の決定
(研究副指導教員は、研究主指導教員が本研究科の専任教員から研究内容に関連した分野の教員を推薦し、看護学研究科委員会が決定する。)
- ③ 講義・演習・実習を通じた課題の探求
- ④ 研究計画の立案と研究倫理審査の申請
- ⑤ 課題研究の遂行
- ⑥ 修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成
- ⑦ 修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の提出・学位授与の申請
- ⑧ 主査 1 名と副査 2 名以上の決定
- ⑨ 修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）討論発表会（公開）
- ⑩ 修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）審査

1 年次生の講義・実習並びに演習科目での学習を通じて、専門看護師に必要な高度な実践能力と役割遂行能力を修得するとともに、専門分野の看護課題を探求する。見い出した看護課題は、「慢性高度実践看護課題研究」「小児高度実践看護課題研究」の担当教員（研究主指導教員）の指導下で、研究として計画を立案し、データの収集、結果の分析、考察の一連の研究過程を経て修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）にまとめる。研究の進捗状況は、適宜、研究副指導教員や大学院生間、並びに臨床指導者である専門看護師とともに議論し、専門看護師として必要な研究能力を身につけるとともに、研究内容の向上を図る。具体的な学位取得のプロセスは資料 7 に示す。

「研究コース」

- ① ガイダンス・履修科目の選択
- ② 研究主指導教員 1 名と研究副指導教員 2 名の決定
(研究副指導教員は、研究主指導教員が本研究科の専任教員から研究内容に関連した分野の教員を推薦し、看護学研究科委員会が決定する。)
- ③ 研究課題の決定

- ④ 研究計画の立案と研究倫理審査の申請
- ⑤ 研究計画発表会（非公開）
- ⑥ 研究の遂行・修士論文の作成
- ⑦ 修士論文の提出・学位授与の申請
- ⑧ 主査1名と副査2名以上の決定
- ⑨ 修士論文討論発表会（公開）
- ⑩ 修士論文審査

研究主指導教員と研究副指導教員決定後は、1年次通年科目の「研究セミナー」において、研究課題の設定、文献調査、予想される困難と成果を、研究主指導教員及び研究副指導教員と詳細に議論し、研究計画を立案する。修了予定前年度の3月に開催される研究計画発表会で本研究科に所属する全教員の意見を交え、研究の方向性・展開性を議論することで研究内容のより一層のブラッシュアップを行う。なお、研究計画発表会は、学修進度に応じて必要な場合、3月以外に臨時で設けることがある。2年次通年科目「特別研究」では、研究の進捗状況を研究主指導教員及び研究副指導教員と議論することで修士論文をまとめることとする。具体的な学位取得のプロセスを資料7に示す。

【博士後期課程】

博士後期課程の履修及び研究指導は、以下の内容に沿って行う。

- ① ガイダンス・履修科目の選択
- ② 研究主指導教員1名と研究副指導教員2名以上の決定
(研究副指導教員は、研究主指導教員が本研究科の専任教員から研究内容に関連した分野の教員を推薦し、看護学研究科委員会が決定する。)
- ③ 研究課題の決定
- ④ 研究計画書の立案と研究倫理審査の申請
- ⑤ 研究計画発表会（非公開）
- ⑥ 研究の遂行
- ⑦ 査読のある学術専門誌に投稿
- ⑧ 博士論文の作成
- ⑨ 博士論文の提出・学位授与の申請
- ⑩ 主査1名と副査2名以上の決定
- ⑪ 博士論文討論発表会（公開）
- ⑫ 博士論文審査

博士後期課程は、「看護学特別研究」を1年次から3年次まで段階を経て修得できるように配置している。また、「看護学演習」は、研究計画書を作成するために必要な自らの課題に応じた研究方法論が学修できるよう、1年次後期科目に配当している。「看護学特別研究」では、1年次は研究計画書を作成し、毎年8月と2月（いずれかで発表）に開催される研究計画発表会での発表、大学院生間でのディスカッションや看護学研究科委員会の委員による助言や指導を通して、研究計画書を精錬する。最終的な研究計画を提出し、研究を実施してもよいと研究主指導教員から判断された場合は、研究倫理審査を受け、データ収集へ進むことができる。2年次では、研究の方向性やデータの解釈に問題がない

と研究主指導教員から判断された場合は、次の段階へ進むことができる。3年次は、査読付き学術専門誌に原著論文（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌）を投稿し、原著論文1編が掲載あるいは掲載予定であることが決まると、学位論文審査願を提出することができる。具体的な学位取得のプロセスは資料7に示す。

2) 学位論文審査の体制と審査項目

修士論文、博士論文の審査及び試験又は学力の確認については、下記の通りに執り行う。

【博士前期課程】

(1) 研究論文の提出

学生は、神戸女子大学学位規程（資料8）第4条第1項の規定に基づき、修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）及び論文等の要旨を学長に提出し、学位授与の申請を行う。

(2) 学位論文審査委員会の構成（本学学位規程第5条及び第6条）

- ① 学長は、学位論文の審査及び試験または学力の確認を行うに則った学位授与の申請を受け、看護学研究科委員会に受理の可否並びに審査を付託する。
- ② 看護学研究科委員会は、学長の付託を受け、審査委員会を設置する。
- ③ 審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

(3) 学位審査の実施

- ① 看護学研究科委員会に設置した審査委員会は、本学学位規程第6条第3項の規定に則り、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。
- ② 試験は、学位論文の内容を中心とした口頭試験により行い、原則として公開とする。
- ③ 審査委員会は、学位論文の審査及び試験または学力の確認を行い、学位授与の可否についての意見を添えて看護学研究科委員会に報告をする。
- ④ 看護学研究科委員会は審査委員会の報告をうけて、学位授与の可否を審議し、本学学位規程第11条に則って議決を行う。
- ⑤ 研究科長は、学長に決議の結果を意見として、文書をもって述べる。
- ⑥ 学長は、研究科長の意見を聴き、学位を授与する。

(4) 論文の公表方法

- ① 修士論文は、本学看護学部紀要に要旨を公表し、同時に本編を大学図書館に保管し、閲覧可能とする。修士論文全文の電子版を大学図書館の機関リポジトリに登録し、公開する。
- ② 専門の学会等への発表と投稿を指導する。

(5) 審査項目

- ① 当該領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- ② 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。

- ③ 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
- ④ 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。
- ⑤ 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
- ⑥ 専門看護師コース：専門領域の看護実践の質向上につながる研究であるか。
研究コース：申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

上記、審査項目は、神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規（案）（資料9）に明記されている。

・特定の課題（課題研究）の内容

専門看護師コースでは、修士論文に関わる研究科目として、「課題研究」を掲げている。課題研究では、「慢性疾患看護専門看護師」、「小児看護専門看護師」を目指す者が、高度な実践能力を高めるため、単に実践するだけではなく、臨地実習を通して得た情報を整理・分析・考察した成果を修士の学位論文にまとめる。

具体的には、

「慢性疾患看護専門看護師」

- ・生活習慣病の予防や、慢性的な心身の不調とともに生きる人々に対する慢性疾患の管理、健康増進、療養支援などに関する課題 等

「小児看護専門看護師」

- ・子どもたちが健やかに成長・発達していくような療養生活に関する課題 等

(特定の課題についての研究の成果)

博士前期課程では、修了要件の一つとして、「特定の課題についての研究の成果を含む」とし、専門看護師コースを専攻した者は、当該コースの目的にならい特定の課題を定め、この課題における研究成果をまとめたものを修士論文として審査の対象とする。また、当該コースが指定している特定の課題は、実践を通した学習として位置付けられているものの、系統的な問題解決ステップに基づいたものであり、成果に対する評価が量的・質的研究に則り実施され、取り組みの過程及び成果は学術論文にならい記述されることから、特定の課題の遂行が、教育研究の質を確保できていないとは考えない。

【博士後期課程】

(1) 研究論文の提出

学生は、本学学位規程第4条第1項の規定に基づき、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書を学長に提出し、学位授与の申請を行う。

(2) 学位論文審査委員会の構成

- ① 学長は、学位論文の審査及び試験または学力の確認を行うに則った学位授与の申請を受け、看護学研究科委員会に受理の可否並びに審査を付託する。
- ② 看護学研究科委員会は、学長の付託を受け、審査委員会を設置する。

- ③ 審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査 1 名、副査 2 名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

(3) 学位審査の実施

- ① 審査委員会は、学位論文審査、試験（論文関係）、学力確認と博士論文討論発表会（公開）を開催する。
- ② 試験は、学位論文の内容を中心とした口頭試験により行い、原則として公開とする。
- ③ 審査委員会は、学位論文の審査及び試験（論文関係）並びに学力の確認を行い、博士論文討論発表会（公開）により、学位授与の可否についての意見を添えて看護学研究科委員会に報告をする。
- ④ 看護学研究科委員会は審査委員会の報告をうけて、学位授与の可否を審議し、本学学位規程第 11 条に則って議決を行う。
- ⑤ 研究科長は、学長に決議の結果を意見として、文書をもって述べる。
- ⑥ 学長は、研究科長の意見を聴き、学位を授与する。

(4) 論文の公表方法

博士論文は、本学看護学部紀要に要旨を公表し、同時に本編を大学図書館に保管し、閲覧可能とする。博士論文全文の電子版を大学図書館の機関リポジトリに登録し、公開する。

(5) 審査項目

- ① 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。
- ② 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- ③ 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。
- ④ 設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。
- ⑤ 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。
- ⑥ 先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。
- ⑦ 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められるか。

上記、審査項目は、神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規（案）（資料 9）に明記されている。

博士前期課程、博士後期課程における「研究論文の提出」「審査委員会の構成」「学位審査の実施」「論文の公表方法」「審査項目」は、「神戸女子大学学位規程（案）」（資料 8）の第 5 条学位論文の審査、第 6 条審査委員会、「神戸女子大学大学院看護学研究科規程（案）」（資料 10）の第 7 条学位論文及び試験、

神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規（案）・神戸女子大学大学院看護学研究科博士論文の審査に関する内規（案）（資料 11）に則っている。

3) 修士論文の単位数の妥当性

- ① 研究コースでは、1年次前半に研究主指導教員と研究副指導教員を決定し、研究指導は複数教員による指導体制とし、文献検索、グループ討議などを通じて関心のある課題を収集し研究課題を決定する。1年次後半に研究の意義、研究方法を検討しながら、研究主指導教員や研究副指導教員との討議、研究計画の作成を行う。（演習Ⅰ 2 単位；30 時間相当、研究セミナー 4 単位；60 時間相当）
- ② 研究コースでは、2年次前半を目処に倫理審査を受け、承認後はデータ収集・分析を実施し、研究のまとめに取りかかる。2年次後半にデータ分析などを行い、研究の集大成としての修士論文を作成する。さらには、修士論文討論発表会も行い、試験としての審査を受ける。（特別研究 6 単位；90 時間相当）
- ③ 専門看護師コースでは、課題研究として、臨地実習を通じて実践的な研究課題を設定し、課題に関する現状を、文献並びに臨地のフィールドワークから明確化し、修士の学位にふさわしい研究プロセスを経て、課題の解明、改善、ケアの開発に取り組み、その経過を修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）にまとめる。さらには、修士論文討論発表会も行い、試験としての審査を受ける。（課題研究 2 単位；60 時間相当）

4) 研究の倫理審査体制

本学では、研究・論文作成にあたっては、教員のみならず、本学で研究活動に従事する者に対し、学術研究の信頼性と公正性を確保する観点から倫理的配慮を求めており、「神戸女子大学研究倫理規程」に基づき研究上遵守すべき包括的な倫理ルールを定めている。さらに「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会規程」に審査のルールを定めており、それにに基づき人間を対象とした研究を遂行する場合はその都度、委員会に実験計画申請書を提出し承認を受けることとなっている。動物実験を行う場合は、「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会規程」に基づき、実験計画申請書を提出し承認を受けることとなっている（資料 12）。

5) 実習科目の実施方法（博士前期課程）

（1）実習の目的

専門看護師コースでは、専門看護師として求められる、実践、相談、倫理調整、調整、教育、並びに研究の役割を担う高度看護実践能力を修得するため、日本看護系大学協議会で定められた内容を含む実習単位を取得する必要がある。

① 慢性看護実習

慢性看護のサブ・スペシャリティを定め、その領域の慢性病者の受け持ちを通じて、身体面・心理面・社会面および生活の変化を包括的にアセスメントする能力を身につけ（以上、慢性看護実習Ⅰ）、慢性疾患看護の技術として共通使用できるフットケア、呼吸ケア、スキンケア、患者教育などの技術

及びサブ・スペシャリティにおける専門的ケアの実施を通じて、対象者に高度な看護実践を行う能力を養う（以上、慢性看護実習Ⅱ）。また、慢性疾患専門看護師の活動の見学あるいは一部実践することを通して、専門看護師の6つの機能（実践、相談、調整、教育、倫理調整、研究）がどのように展開されているかを学ぶ（以上、慢性看護実習Ⅲ）。

② 小児看護実習

小児期に特有な疾患の診断、治療に至るプロセスを学び、看護の視点からそれらを統合する能力を修得し（以上、小児看護実習Ⅰ）、複雑な健康問題を持つ小児と家族に対して包括的なアセスメントに基づく効果的な看護介入を行う基礎的な判断・実践能力を養う（以上、小児看護実習Ⅱ）。さらに、倫理的判断を含め、小児の成長発達を焦点にあてて長期的な視野のもとに看護介入を実践することを通して、小児を包括的に援助する能力を養う（以上、小児看護実習Ⅲ）。専門看護師に必要な高度実践能力を高め、その実践を通して専門看護師としての役割機能である相談、調整、倫理、教育の能力を学ぶ（以上、小児看護実習Ⅳ）。

（2）実習施設の確保と実習内容

実習は、慢性看護、小児看護の各分野において、質の高い医療・看護が保障される複数の施設等で展開する（資料13）。実習指導者は、各領域の専門看護師、並びに専門領域の熟練した看護実践が可能な看護職者とし、大学の科目担当教員並びに専門看護師の認定を受けた実習指導教員、施設の実習指導者から直接指導を受けることができる体制をとる。実習中の事故防止、事故対応及び個人情報の取り扱いについては、「実習における事故防止・事故対応・感染予防マニュアル」（資料14）と「個人情報保護に関するマニュアル」（資料15）に沿って対応を行う。

7. 施設・設備等の整備計画

1) 校地、運動場の整備計画

看護学研究科を設置するポートアイランドキャンパス等の校地及び運動場の用地の整備について、基礎となる看護学部及び既存学部との校地を共用するため、新たな校地の所有及び借用は予定していない。神戸女子大学の校地面積は、大学専用の須磨キャンパス 145,623.61 m²、神戸女子短期大学と共にしているポートアイランドキャンパス 24,524.84 m²、三宮キャンパス 4,174.00 m²であり、そのうち、運動場用地は須磨キャンパスが 9,999.00 m²、共用しているポートアイランドキャンパスは 6,675.28 m²である。また、ポートアイランドのキャンパスの運動用施設として、テニスコート 3面（2,585.02 m²）と体育館（延床面積 2,334.04 m²）を整備している。これらに加え、学生が休息できるスペースとしては、運動場用地の他にテーブル・イスを配置した中庭（約 1,300 m²）を整備し、常に利用できる環境となっている。

2) 校舎等施設の整備計画

平成27年、看護学部をポートアイランドキャンパスに整備するにあたり、5階建て校舎（F館：7,506.24 m²）を新築した。新築された同校舎は、看護学部設立計画の当初から大学院の設置を見据えたものであり、看護学部と看護学研究科が共存して教育を行う施設として、看護実習室4室（「看護実

習室（基礎）（約 300 m²）」、「看護実習室（成人・精神）（約 150 m²）」、「看護実習室（在宅）（約 150 m²）」、「看護実習室（母性・小児・助産）（約 140 m²）」のほか、実験室 1 室（約 135 m²）、情報処理室 1 室（約 150 m²）、講義室 6 室（約 300 m² 1 室、約 140 m² 2 室、約 120 m² 3 室）、演習室 8 室（1 室約 40 m²）、自習室 1 室（約 110 m²）等を配置し、学生の教育環境の充実を図っている。看護学部と看護学研究科の授業は、全て看護学部専用校舎 F 館で実施していく計画で、使用教室は当初から両者を区分しており、更に、実際の運用に際しても時間割管理を徹底していくことから重複しない体制となっている。（資料 16 授業時間割）

大学院担当の専任の教授、准教授の個人研究室は 16 室（1 室約 25 m²）配置されている。大学院生の研究室（資料 17）としては、3 室（1 室約 71 m²：博士前期課程 2 室、博士後期課程 1 室）配置し、パーテイションで仕切られた個別のシステムデスク（博士前期課程：28 台、博士後期課程：10 台）も設置し、パソコン等を準備し、研究活動に専念できる環境を整備する。その他に更衣室、各実習室の準備室等が設けられ、看護学研究科の基礎となる看護学部の収容定員 320 人の大学設置基準上の校舎面積 4,561.20 m²を大きく上回る約 1.64 倍の延床面積約 7,500 m²を確保することで、学生の休息、交流の場等が設けられ、学部と共に用する施設として充分余裕のあるものである。

① 講義室・演習室

講義室・演習室の机と椅子は可動式とし、様々な形態の授業で活用できるようにした。また、AV 機器の充実も図っている。

② 実習室

看護実習室（基礎）には、ベッド 24 台、洗髪台、給湯給水設備を設けている。看護実習室（在宅）には住宅再現コーナーを設け、看護実習室（母性・小児・助産）には、分娩台、診察台、沐浴槽等を設置している。また、看護実習室（成人・精神）には、ベッド 4 台のシミュレーション室を設け、より実際の医療現場に即した実習が行えるよう工夫している。

③ 情報処理室

パソコン 60 台を設置し、通常の授業だけではなく、空き時間にはレポート作成等に使用できるように対応している。

④ 自習室

学生の自習用としてパソコン 30 台を設置し、各種の検索、レポート作成等を可能としている。また、隣接するコモンスペースと併せて、様々な自習スタイルが取れるよう工夫している。

3) 図書館の資料及び図書館の整備計画

本学園では、神戸女子大学須磨キャンパス、神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス及び三宮キャンパスの 3 箇所に図書館を設置している。共通のシステム（OPAC）で管理されているため、他キャンパスの図書館で所蔵している蔵書を検索し、必要に応じて通常利用している図書館に取り寄せることが可能である。大学開設以来、全学部の専門主題に関する資料を計画的かつ継続的に整備してきたことから、利用可能な図書館全館の蔵書冊数は、平成 29 年 3 月末現在で 398,108 冊となっている。

本学のポートアイランドキャンパスには、健康福祉学部社会福祉学科、同健康スポーツ栄養学科及び神戸女子短期大学食物栄養学科、須磨キャンパスには、家政学部管理栄養士養成課程が設置されて

いるため、看護関係図書として衛生学関係図書約 7,100 冊、生理学・生化学関連図書約 1,250 冊、栄養・調理関連図書約 6,200 冊、社会福祉関連図書約 400 冊、精神医学関連図書約 1,000 冊等が準備され、看護学部設置後は、4,800 冊の図書と 300 点の視聴覚資料が追加され、学術雑誌については、内国雑誌 52 種、外国雑誌 8 種、内国電子ジャーナル 1 種、外国電子ジャーナル 5 種となっている。また、検索用データベースは、内国データベースとしてナーシング・スキル、ナーシング・パスポート、C iNii、外国データベースとして The Cochrane Library、CINAHL with Full Text、PubMed が準備され、看護学研究科設置に伴い専門看護師関連の図書を含め 326 冊を追加し、学術雑誌として国内雑誌 10 種、外国雑誌 22 種（外国電子ジャーナル 9 種を含む）整備すると共にデータベース最新看護索引 Web 等を追加する（資料 18）。

ポートアイランドキャンパスの図書館は地下 1 階から地上 3 階まであり、地上階は開架閲覧室、AV コーナー、レファレンスカウンター、事務室、地下 1 階は書庫、貴重図書室が整備され、閲覧座席数は、各階を合わせて 318 席となっている。平成 27 年度の看護学部開設時に地上 3 階建てにリニューアルし、学生の自主的な学習を支援するための施設「ライブラリー・コモンズ」が開設された。2 階までの閲覧室が静寂を求められる図書閲覧空間に対し、3 階に新たに設置したライブラリー・コモンズ空間は、よりくつろいだ気分での読書や作業が行えるとともに可動式の机が設置されているため机を組み替えてグループ学習ができるようになっている。さらに単焦点プロジェクタ付きの可動式ホワイトボードが用意されているため、まとめに至る過程でのディスカッションや成果のプレゼンテーションができるなど、授業外での能動的な学修が共同作業を通して行えるよう設計されている。さらに学修の効果を高めるため貸出用のノートパソコン 30 台、iPad10 台を準備し、いろいろな場所でネットワークと接続できるよう無線環境を整備している。

また、平成 19 年にポートアイランドに本学を含めて 4 大学が設置され（神戸学院大学、兵庫医療大学、神戸夙川学院大学（現夙川学院短期大学））、それを機会にポートアイランド 4 大学で連携事業を行う機運が高まり、様々な取組が検討企画された。その一環として、4 大学の図書館を 4 大学の学生、教職員に相互開放するとの方針が決定され平成 20 年度より実施された。図書館の相互利用は、学生証や教職員証の提示により閲覧・貸し出しともに可能となっている。各大学には構成学部等の特色があり、図書の構成もそれを受け特徴を持っている。それらを利用できる環境にあることで、看護学研究科の研究、教育に寄与できると考える。

なお、看護学研究科の設置を大学院設置基準第 14 条の特例に対応することから、図書館の利用を平日は 9 時から 21 時まで、土曜日も 10 時から 17 時までの利用を可能とする。

8. 基礎となる学部との関係

本学看護学部は、統合的存在としての人間への深い関心と理解をもとに、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を持ち、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職を養成することを目的とした学士課程である。コミュニティ・ケアシステム領域を中心とした、医療看護領域、並びに成育看護領域の 3 領域により、対話による看護の表現力、看護の実践力、コミュニティを育む力を修得するための教育課程を編成している。

本研究科博士前期課程は、看護学部を基盤としてその教育内容を踏まえ、実践科学としての看護の本質を探求する姿勢を育み、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備えて社会に貢献できる人材の育成を目的とし、教育・研究者、指導者並びに専門看護師として高度な看護実践能力を修得するための教育課程として位置づけている（資料 19）。

【博士前期課程】

超少子高齢社会と慢性疾患患者の増加、地域における保健医療福祉サービス推進という現状を踏まえ、第 1 に学部の医療看護領域から「慢性看護」、成育看護領域から「小児看護」の高度な看護実践能力を養う「専門看護師コース」を設置する。第 2 に、教育・研究者の育成を目指して、コミュニティ・ケアシステム領域から「高齢者看護学分野」と「地域看護学分野」、医療看護領域から「精神看護学分野」、コミュニケーション・ケアシステム領域と医療看護領域に跨がる「看護実践デザイン・情報マネジメント分野」、成育看護学領域から「女性看護学分野」の計 5 分野からなる「研究コース」を開設する。

【博士後期課程】

高い倫理観と高度な教育研究能力を備え、研究活動を通じ看護学と社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とし、多様なコミュニティを開拓・育成する「コミュニティ・ケア」の観点をさらに強化するため、コミュニティ・ケアシステム領域から「高齢者高度実践看護学」「看護ケア・教育学」、「看護情報システム」、医療看護領域から「看護政策・マネジメント」、「精神健康看護学」、「看護病態学」、成育看護領域から「国際保健学」を設ける。この編成によって、将来を見据えた看護実践の革新とともに、看護実践に根ざした研究による知の創出と、社会への還元としての教育力、並びに学際的・国際的視点に立った政策立案や制度化を可能にする能力を修得する教育内容としている。

学士課程から博士前期課程、博士後期課程の教育目的に応じた段階的な教育体制の中でも、コミュニティ・オブ・プラクティスの考え方を一貫して主軸とし、課程や学年を越えた様々な学習プロセス、実践能力のある学生間で学びのコミュニティを形成し、看護学と看護実践を相互に学びあい教えあう教育方法を取り入れる。これによって、教育の一貫性と継続性、効果的な連続性が保たれる。

9. 入学者選抜の概要

1) 学生受入れの方針（アドミッションポリシー）

【博士前期課程】

博士前期課程は、生命の尊厳への深い理解と実践科学としての看護の本質を探求する姿勢を育み、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備えて、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。したがって、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。

1. 看護学の各専門領域の基礎的な技能を有する者
2. 高度専門職業人・教育者として、社会や看護学の発展に貢献する意欲がある者
3. 論理的かつ柔軟に看護について探求できる者
4. 生命への尊厳、倫理的感受性を持つ者

【博士後期課程】

博士後期課程は、高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与するとともに、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。したがって、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。

1. 看護研究の特徴やプロセスを理解し、看護研究を実施するうえで必要となる研究方法論全般についての基本的能力を有する者
2. 看護教育および看護実践において活用される主な教育・学習理論と概念について理解し、対象に応じた高い教育能力を有する者
3. グローバルな視点を持って常に世の中で起こることに課題意識や関心を持ち、高い倫理観のもとで看護研究者・看護教育者・高度専門職業人として社会や看護学の発展に貢献する熱意がある者

2) 出願資格及び募集人員

本研究科の分野は、特に実践性が求められることから専門職業人としての一定の実務経験を経てからの入学者がほとんどであり、社会人特別選抜が大多数となる。本学大学院入試における「社会人」とは本学大学院入学時までに3年以上の職歴を有する者をいう（3年以上の職歴があつても、その後大学を卒業した者はその卒業時点から更に3年以上の職歴を必要とする。）。

【博士前期課程】

本専攻の出願資格は、学校教育法第102条により、次の各項のいずれかに該当する女子とする。

なお、在職中のまま出願する者には、③を満たし、看護師、保健師及び助産師のいずれかの免許を取得後、通算3年以上の実務経験を有する25歳に達する者とし、所属長の承諾書の提出を義務付けるものとする。専門看護師コースにおいては、通算3年以上の看護実務経験が証明できる書類の提出も義務付けるものとする。

- ① 保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有する者で学士の学位を有する者、又は入学前年度までに取得見込みの者
- ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は入学前年度までに修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣の定めるところにより大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
(学校教育法施行規則第155条、昭和28年文部省告示第5号、昭和30年文部省告示第39号)
- ④ その他、本学大学院において個別に出願資格があると判定された者

本専攻の入学定員は8名とし、推薦選考と秋期、春期に実施する一般選抜並びに社会人特別選抜から若干名を配分する。収容定員は2学年を併せ16名とする。

【博士後期課程】

本専攻の出願資格は、学校教育法第102条により、次の各項のいずれかに該当する女子とする。なお、在職中のまま出願する者には、③を満たし、所属長の承諾書の提出を義務付けるものとする。

- ① 保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有する者で修士の学位、若しくは専門職学位を有する者、又は入学前までに取得見込みの者

- ② 外国において修士の学位、若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は入学前年度までにその見込みのある者
- ③ 文部科学大臣の定めるところにより修士の学位、若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者
- ④ その他、本学大学院において個別に出願資格があると判断された者

本専攻の入学定員は3名とし、秋期と春期に実施する一般選抜並びに社会人特別選抜から若干名を配分する。収容定員は3学年を併せ9名とする。

3) 選抜の方法

【博士前期課程】

選抜試験は、年3回（推薦選考、一般選抜（秋期募集・春期募集）、社会人特別選抜（秋期募集・春期募集））とし、選考の方法はアドミッションポリシーを満たした人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。

- (1) 推薦選考（学内からの進学者の場合）
 - ① 出願書類及び口述試問
- (2) 一般選抜（秋期募集・春期募集）
 - ① 専門科目の筆記試験
 - ② 英語
 - ③ 面接を含む口述試問
- (3) 社会人特別選抜（秋期募集・春期募集）
 - ① 小論文（英文読解問題を含む）
 - ② 口述試問

推薦選考においては、出願書類にある志望動機や課題探究論文（卒業論文）指導教員が記載した推薦書、学業成績証明書により、アドミッションポリシーの1.各専門領域の基礎的な技能を有するか、2.社会や看護学の発展に貢献する意欲があるかを評価する。さらに、口述試問による、課題探究をまとめる一連の過程や学生生活における学業や実習に対する取り組み等を通して、アドミッションポリシーの1.各専門領域の基礎的な技能を有するか、2.社会や看護学の発展に貢献する意欲があるか、3.論理的かつ柔軟に看護について探求できるか、4.生命への尊厳や倫理感受性があるか、等を多角的・総合的に評価する。

一般選抜においては、専門科目や英語の筆記試験により、アドミッションポリシーの1.各専門領域の基礎的な技能を有するか、面接を含む口述試問では、これまでの研究活動や看護実践活動を通して、2.社会や看護学の発展に貢献する意欲があるか、4.生命への尊厳や倫理感受性があるか、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、3.論理的かつ柔軟に看護について探求できるか、等を多角的・総合的に評価する。

社会人特別選抜においては、共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文から、アドミッションポリシーの1.専門領域の基礎的な技能を有するか、3.論理的かつ柔軟に看護について探

求できるか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、2. 社会や看護学の発展に貢献する意欲があるか、4. 生命への尊厳や倫理感受性があるか、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務を継続しながら勉学を行っていくことの前向きさや意志の強さについても、総合的に判断して合否を決定する。

このように、アドミッションポリシーを満たした学生を入学させることで、カリキュラムポリシーに基づく教育が効果的に機能し、ディプロマポリシーを満たした人材が育成される。

【博士後期課程】

選抜試験は、年2回（一般選抜（秋期募集・春期募集）、社会人特別選抜（秋期募集・春期募集））とし、選考の方法はアドミッションポリシーを満たした人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。

- (1) 一般選抜（秋期募集・春期募集）
 - ① 専門科目の筆記試験
 - ② 英語
 - ③ 面接を含む口述試問
- (2) 社会人特別選抜（秋期募集・春期募集）
 - ① 小論文（英文読解問題を含む）
 - ② 口述試問

一般選抜では、専門科目や英語の筆記試験により、アドミッションポリシーの1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、面接を含む口述試問では、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画、これまでの看護実践活動や教育・研究活動等に対する質疑応答を通して、1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、3. グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか、看護の対象者や研究対象者、教育の対象者への関わりに対する口述試問を通して、2. 看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか、等を多角的・総合的に評価する。

社会人特別選抜では、共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文において、アドミッションポリシーの1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、3. グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、2. 看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか、3. グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務と博士後期課程の学生を両立していくための強い意志や創意工夫、問題が起きたときの対処能力等も総合的に判断して、合否を決定する。

看護学研究科委員会は、入学者選抜に関する学生募集、選抜の実施、合否判定を行い、学長が入学を許可する。

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本学看護学研究科は、看護等の現場で現に働いている社会人学生の受入れも視野においていることから、これらの学生が安心して学べる環境を整備していくため大学院設置基準第14条及び神戸女子大学大学院学則第21条の2の規定を適用するとともに長期履修制度の活用、さらには昼夜開講制の教育方法を取り入れることとしている。

1) 修業年限

【博士前期課程】

博士前期課程の修業年限は2年とし、最大在籍可能年限は4年とする。ただし、職業を有している等の事由から履修や研究の時間が限られる学生については、長期履修制度（神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程（案））（資料20）を活用し、計画的に教育課程を修業できるよう指導する。なお、長期履修の期間は、規程で3年又は4年と定めており、授業料も標準の修業年限（2年）に納めるべき授業料総額を予め決めた長期履修期間で除した金額を各年度に納めることとしている。

【博士後期課程】

博士後期課程の修業年限は3年とし、最大在籍可能年限は6年とする。なお、長期履修制度の適用は行わない。

2) 履修指導及び研究指導の方法

指導教員が履修科目及び研究活動の全般に亘り、学生との面談結果に基づき、個人ごとに適した学修及び研究の指導を行う。特に、社会人学生に対しては、個々の実情により配慮した指導を行う体制として、いつでも、どこからでも閲覧できる本学個人用webサイトであるKISSシステムを利用したり、メールでやり取りを行うなど手厚い支援を実施する。

3) 授業の実施方法

授業は、原則として、平日の昼夜及び土曜日の昼間（1時限目から5時限目）に開講することとしており、平日の授業については「昼間を主とする時間割」と「夜間を主とする時間割」の2本立てとして、学生の選択の幅が拡がる体制を提供することとしている。また、必要に応じて集中講義を組み入れる等学修しやすいように配意した時間割とする。

4) 教員の負担の程度

平日の昼夜及び土曜日の昼間に授業を実施するため、時間割については、特定の教員に同一の開講時間帯に集中しないように配慮するとともに、大学院を担当する教員とその基礎となる看護学部のみを担当する教員との負担が平準化するよう編成する。なお、夜間に授業を担当する場合には、就業規則に基づく時差出勤制度を導入する等勤務時間にも配慮した体制とする（資料21）。更に、教員の負担

軽減に繋げていくため授業・学修活動を支援するポートフォリオである manaba 等を今以上に積極的に活用する。

5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、各研究科の授業時間等を考慮して平日は 21 時まで、土曜日は 17 時まで開館するとともに、隣接する施設で、ノートパソコン 30 台等を常備し、学生の自主的な学修を支援するための「ライブラリー・コモンズ」を開放する等学生の利用に配慮した施設環境としている。

情報処理機器等については、学生の研究室にパーティションで仕切った個別のシステムデスクを設置し研究活動に専念できる環境を整備するとともに、情報処理室（パソコン 60 台を設置）や自習室（パソコン 30 台を設置）を常時使用できる体制とし、各種データの検索、レポート作成等に使いやすい環境を整備している。

また、学生の福利厚生面では、他の研究科や学部の学生と同様に対応していくこととしており、研究科担当教員が、教育・研究のみならず相談支援を行うとともに、定期健康診断や保健室での「ここらの健康相談」等による身心との健康管理を基本に対応していく。

学生に対する各種連絡や情報提供（休講・補講、履修登録、成績閲覧等）については、いつでも、どこからでも閲覧できる本学個人用 web サイトである KISS システムを利用することにより、また、大学院専用掲示板や図書館等を活用することにより学生に支障・不便をかけない体制を整える。更に、管理職を責任者とする連絡体制を敷くことにより何事にも対応ができる体制を執るとともに、事前に特別な行事等が予定されている際には、事務部職員の時間外勤務や休日勤務により対応していく。現に開設している他研究科においても同様に対応しているが、学生の学修に支障を来すようなことはなく、円滑に授業等が推進できている現状にある。

6) 入学者選抜の概要

入学者選抜においては、通常の入学志願者と同様に選抜を行うが、長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生申請書を提出するものとし、長期履修の可否については部局長会の意見を聴き学長が許可する。可否の結果については合格通知と同時に入学志願者へ知らせることとなっている。

参考：神戸女子大学大学院 長期履修学生に関する取り扱い規程（資料 20）

11. 管理運営

神戸女子大学大学院には、研究科ごとに研究科委員会が設置され、教育研究に関する重要な事項で学長が決定を行うにあたり、意見を述べる組織体として運営している。また、各研究科に共通する全学的な事項については各研究科長を含む大学院委員会がその任にあたるという仕組みが構築されており、看護学研究科もその設置に伴い既設の研究科と同様の仕組みによって、学部と連携しつつ、独自の運営が図られることになる。

1) 研究科委員会の役割等

神戸女子大学大学院各研究科は、それぞれ研究科委員会を置き、研究科の授業科目を担当する各専攻の神戸女子大学大学院専任教員をもって組織され、研究科長がその委員会の運営にあたる。

研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

- ① 学生の入学及び課程の修了
- ② 学位の授与
- ③ 学生の褒章に関する事項
- ④ 大学院に関する規程のうち教育・研究に係る条項の改廃に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する事項
- ⑥ 大学院担当教員の教育研究業績等の審査に関する事項である。

研究科委員会の開催頻度は原則として1ヶ月に一回の開催としている。

2) 大学院委員会の役割等

大学院委員会は、全学的な教育研究に関する事項について、学長の求めに応じて意見を述べる組織体として、学長、副学長、各研究科長、各研究科で互選された専任教員各1名によって組織され、学長が大学院委員会を招集してその議長となる。

12. 自己点検・評価

神戸女子大学及び神戸女子大学大学院では、教育研究水準の向上を図り、理念、目的を達成するために、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表している。

実施体制としては、全学組織である自己点検・評価委員会を設置している。当該委員会は、学長を委員長とし、委員会を円滑に運営するために自己点検・評価統括責任者を置いている。その他委員は、副学長、各学部長、各研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長、図書館長等としている。

点検・評価活動は、大学基準協会が定める以下の評価基準に基づき実施している。

【評価基準】

- ① 理念・目的
- ② 教育研究組織
- ③ 教員・教員組織
- ④ 教育内容・方法・成果
- ⑤ 学生の受け入れ
- ⑥ 学生支援
- ⑦ 教育研究等環境
- ⑧ 社会連携・社会貢献
- ⑨ 管理運営・財務
- ⑩ 内部質保証

毎年、これらの項目について学部、学科、研究科及び専攻等の単位で現状分析、点検・評価等を行い、その結果を全学的に取りまとめ、教授会で報告するとともに教職員が使用可能な web サイトに公表し、本学の現状について、全教職員の共通認識を図っている。

本学は、平成 28 年度に大学基準協会による認証評価の適合認定を受けている。

看護学研究科においても、大学・大学院全体の実施体制に組み込み、既設大学院研究科と同様の実施方法により、自己点検・評価を行う。

13. 情報の公表

大学及びその設置者は、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、経営面や教育面の情報公開が求められている。

このような観点から、本学においては、今まででも学生や保証人はもとより、広く一般社会に対しても様々な情報を提供している。

1) 活字媒体

学校法人行吉学園 OUTLINE

学園広報誌「-CROSSROAD-」

刊行雑誌「食物と健康」

教育後援会「会報」

各学部（研究科含む）からの「紀要」

2) ホームページ

本学の建学理念、歴史・沿革、組織図、教育目標、学生受入れの方針（アドミッションポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、自己点検評価結果、財務状況 等

<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/index.html> に掲載。

各学部・学科・大学院毎に、学科要綱、カリキュラム、就職状況、教員・ゼミの案内、教員の研究業績、入学者数、定員 等

<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/course/index.html> に掲載。

以下の具体的な項目については、神戸女子大学ホームページの情報の公表

（<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/public-information/index.html>）及び学校法人行吉学園ホームページの情報公開（http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/public_info/index.html）並びに神戸女子大学学生生活（<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/campuslife/campus/suma.html>）において公表されている。

ア 大学の教育研究上の目的に関するこ

イ 教育研究上の基本組織に関するこ

- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当つての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- コ その他（教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）

このように神戸女子大学ではこれまでに様々な情報を世間に提供し、本学の内容と知的資源を広く社会に還元してきている。本研究科がスタートすれば、上記内容を公表することはもちろん、学会活動を新研究科の主催で開催、市民公開講座なども開催し、より身近な地域住民にも行吉学園さらには、本研究科を理解していただき、積極的な公開・発信姿勢を維持していくこととする。

さらに、機関リポジトリの運用が始まっています。修士論文、博士論文や紀要など、本学の知的生産物を電子的形態で集積し保存・公開され、新たなツールを用いての情報を公表できる体制も可能となっている。

なお、審査に合格した修士論文、博士論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供し、修士論文、博士論文の要旨は神戸女子大学看護学部紀要と大学ホームページに掲載する。

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

学校法人行吉学園では、組織的な対応として、多様な学生のニーズに応え、全学教員の授業内容及び方法を改善し、さらに質の高い教育を提供し、教員の資質の維持向上を図るために、既にファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）の活動に資する推進を行っている。つまり、委員長（学長）を中心として、学長が指名した統括責任者及び教職員で「FD・SD委員会」を設置し、各研究科の意見も受け止めて円滑に運営している。

FDの教授法研究、教員相互の授業見学（大学院は授業参加）の実施、授業アンケート（大学院では履修報告書）の実施、授業の自己点検書の作成、授業方法についてのFD研修会の実施などを主たる任務として行っている。数年間のFD活動としては、

- (1) 著作権・人権研修・ハラスメント防止・コンプライアンス違反などに関する「FD・SD講演会」の実施（外部講師）
 - (2) 年2回の授業アンケートの実施及び集計とフィードバック並びにその改善
 - (3) 授業の自己点検書の実施及び集計とフィードバック並びにその改善
 - (4) 授業見学の仕組み提供とその改善
- などを開催している。

年度	FD活動内容	備考
平成 25 年	授業アンケート、授業の自己点検書の作成等と授業見学を実施	前期・後期に各 1 回
	基調講演 「理論と実践の統合を目指して～教職大学院における授業改善～」 (外部講師)	
平成 26 年	授業アンケート、授業の自己点検書の作成等と授業見学を実施	前期・後期に各 1 回
平成 27 年	授業アンケート、授業の自己点検書の作成等と授業見学を実施	前期・後期に各 1 回
	基調講演 「障がい学生支援の実践と課題～京都産業大学の事例～」 (外部講師)	
平成 28 年	授業アンケート、授業の自己点検書の作成等と授業見学を実施	前期・後期に各 1 回
平成 29 年	授業アンケート、授業の自己点検書の作成等と授業見学を実施	前期・後期に各 1 回

つまりは、これらが教員の資質、維持向上につながっている。

本学園として、既存の学部・大学院では、研究科での研究会の開催や研究指導の方法改善の検討など、教員の資質・維持向上に向けて多数の試みを行い、成果をあげている。そのため、看護学研究科が開設されても、今まで育んできた方法をベースに、「FD・SD 委員会」を中心に、教員の資質と維持向上を図るために、授業内容の改善並びに教授法の改善に積極的に取り組み、履修報告書から得られた学生の生の声を各教員にフィードバックし、魅力ある大学院教員の育成に努める。さらに、近年 5 年間の SD 活動としては、以下のとおり実施しているが、平成 28 年 3 月 31 日文部科学省令（大学設置基準等）が改正され、SD が義務化されたことから平成 29 年度からは、これまでの SD 活動に加え、大学改革の実行並びに教職員に企画立案や大学運営の能力向上が求められていることを背景に、教員と職員の垣根を越えた各種取組みや連携協力による業務遂行に繋げていくための研修プログラムを設定し、より一層の教職協働を進めていくこととしたところである。

年度	SD 活動内容	研修対象者
平成 25 年	基調講演「我が国の大学の欠陥」 (外部講師)	教育職員・事務職員
	階層別研修「メンタルヘルスケアマネジメントとストレスチェック」 (外部講師)	事務職員
平成 26 年	基調講演「大学・短期大学における経営分析と今後の経営戦略」 (外部講師)	事務職員
	階層別研修「人事考課と OJT、プレゼンテーション（心を動かす話し方）」 (外部講師)	
平成 27 年	基調講演「逆風下の大学経営と職員の役割」 (外部講師)	事務職員
平成 28 年	基調講演「私立大学を取り巻く現状と学校法人行吉学園への期待」 (外部講師)	教育職員・事務職員
	階層別研修「ストレスチェック制度と管理職の役割」 (外部講師) 「目標管理設定と評価・育成」 (外部講師)	事務職員
平成 29 年	基調講演「大学を取り巻く学生募集環境の変化から、今後取り組むべきことを考える」 (外部講師)	教育職員・事務職員
	階層別研修「活力ある職場づくりのためのマネジメント」 (外部講師) 「課題解決と改善の進め方～実践課題解決～」 (外部講師)	事務職員

(添付資料)

- 資料1. 都道府県別専門看護師登録者数
- 資料2. 専門看護師教育機関及び課程
- 資料3. 兵庫県看護協会からの要望書
- 資料4. 博士前期課程・博士後期課程カリキュラムマップ
- 資料5. 学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則、行吉学園再雇用に関する規程、行吉学園特任教員規程
- 資料6. 看護学研究科看護学専攻博士前期課程履修モデル・博士後期履修モデル
- 資料7. 看護学研究科看護学専攻 修了までのスケジュール（博士前期課程・博士後期課程）
- 資料8. 神戸女子大学学位規程（案）
- 資料9. 神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規（案）
- 資料10. 神戸女子大学大学院看護学研究科規程（案）
- 資料11. 神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規（案）、神戸女子大学大学院看護学研究科博士論文の審査に関する内規（案）
- 資料12. 神戸女子大学研究倫理規程、神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会規程、神戸女子大学動物実験規程
- 資料13. 神戸女子大学大学院看護学研究科看護学専攻実習施設承諾書（写）
- 資料14. 実習における事故防止・事故対応マニュアル
- 資料15. 実習における個人情報保護に関するマニュアル
- 資料16. 看護学研究科授業時間割
- 資料17. 院生研究室配置図
- 資料18. 学術雑誌一覧表
- 資料19. 基礎となる学部との関係図
- 資料20. 神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程
- 資料21. 教員別授業時間表

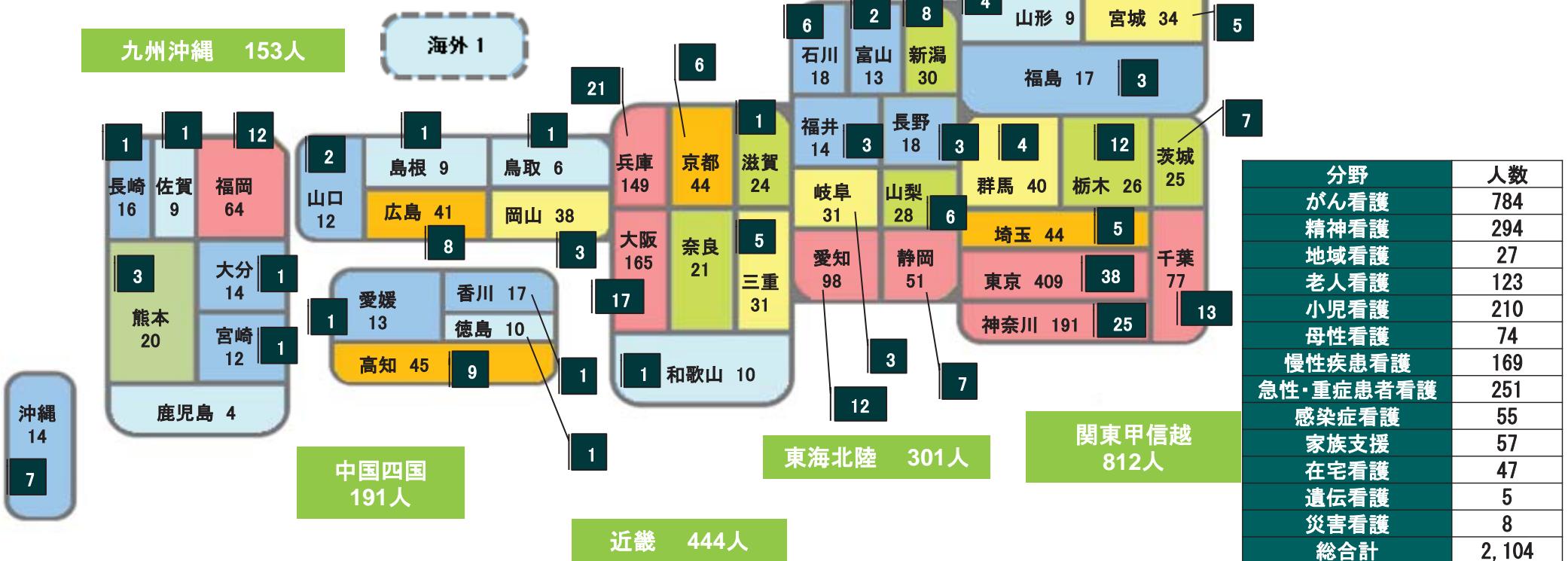
都道府県別専門看護師登録者数 2,104名

資料1

北海道東北 202人



*各年12月末日の登録者数



都道府県	教育機関名 (都道府県順)	認定課程数	がん看護	精神看護	地域看護	老人看護	小児看護	母性看護	慢性疾患看護	急性・重症患者看護	感染症看護	家族支援	在宅看護	伝看護	災害看護
			専門看護分野 (13分野)												
北海道	北海道医療大学大学院	6	26	26		26		26	26		26				
	札幌医科大学大学院	3		38*				38*			38*				
	旭川医科大学大学院	2	38*			38									
	天使大学大学院	1	38*												
	日本赤十字北海道看護大学大学院	3	26	26					26						
青森県	札幌市立大学大学院	4	26	26			26			26					
	青森県立保健大学大学院	2	38						26						
	岩手県	岩手県立大学大学院	3	26			26		26						
宮城県	宮城大学大学院	3	26			26					26				
	東北大大学院	2	38*				38*								
秋田県	秋田大学大学院	1	26												
	日本赤十字秋田看護大学大学院	1	38												
山形県	山形大学大学院	2				38*	26								
	山形県立保健医療大学大学院	2				38		38							
福島県	福島県立医科大学大学院	3	38*	38*				38*							
	茨城県立医療大学大学院	2				26		26							
	筑波大学大学院	4	38*	38*						38*			38		
茨城県	茨城キリスト教大学大学院	1							26						
	自治医科大学大学院	5	38*	38*				38*	38*	38*					
栃木県	獨協医科大学大学院	5	38			38			38			38		38	
	国際医療福祉大学大学院	2		26									26		
群馬県	群馬大学大学院	4	38*			38*			26	26					
	埼玉医科大学大学院	2	26	26											
埼玉県	埼玉県立大学大学院	3		26					26	26					
	千葉大学大学院	5	26	26		26	26	26	26						
千葉県	順天堂大学大学院	8	38*	38*		38*	38*	38*	38*	38*	38*		38		
	聖路加国際大学大学院	8	26	38*		26	38*	38*							
東京都	東京医科歯科大学大学院	4	26	26		26					26				
	東京女子医科大学大学院	5	38*	38*		38*	38*				38*				
	日本赤十字看護大学大学院	8	38*	38*		38*	38*			38*	38*		38		38*
	首都大学東京大学	2						26					26		
	杏林大学大学院	3	38*	38									38		
東京都	東京大学大学院	1	26												
	東邦大学大学院	2	38										38*		
東京都	東京慈恵会医科大学大学院	2	38*								26				
	武藏野大学大学院	2	26	26											
神奈川県	国立看護大学校研究課程部	1													
	北里大学大学院	7	38*	38*		38	38	38*			38*	38*		38*	38*
神奈川県	東海大学大学院	5	26			26					26		26		26
	慶應義塾大学大学院	3	38*	38*		38*									
新潟県	横浜市立大学大学院	5	26	26		38	38						26		
	昭和大学大学院	3	38	38		38									
新潟県	神奈川県立保健福祉大学大学院	2	38*					38							
	新潟大学大学院	5	38			38			26	38*				38	
	新潟県立看護大学大学院	2	38*			26									
山梨県	富士山大学大学院	1													
	山梨県立大学大学院	6	26	26							26	26	26		26
長野県	長野県立看護大学大学院	3		38		26	26								
	金沢医科大学大学院	2	38												
石川県	金沢医科大学大学院	4	38*			38*	38*	38*							
	福井県立大学大学院	2		38											
福井県	福井県立大学大学院	1									26				
	岐阜県立大学大学院	2	38												38
岐阜県	岐阜県立看護大学大学院	3	38*					26		38*					
	聖隸クリリストファー大学大学院	5	38*			38	38*		38*	38*					
静岡県	浜松医科大学大学院	1													
	静岡県立大学大学院	1													
愛知県	名古屋大学大学院	2	38*					26							
	愛知医科大学大学院	1													
愛知県	愛知県立大学大学院	4	38*	38*		38*									
	名古屋市立大学大学院	2		26											
三重県	日本赤十字豊田看護大学大学院	3		26					26	26					
	三重大学大学院	2		26					26						
滋賀県	滋賀県立大学大学院	1													
	京都府立医科歯科大学大学院	3		38		38*									
京都府	京都大学大学院	2	26												
	京都府立医科大学大学院	1	38*												
	大阪府立大学大学院	11	38*	38*		26	26	38*	26	38*	38*	38*	38*	38*	38*
	大阪府立大学大学院	1													
	大阪大学大学院	1	38*												
大阪府	大阪医科大学大学院	4		38					38	38	38				
	兵庫県立大学大学院	8	38*	38*		26	38*	38*	38*	38*	38*				
兵庫県	神戸市立大学大学院	7	38*	38*		38*	38*	38*	38*	38*	38*				
	神戸大学大学院	1													
兵庫県	兵庫医療大学大学院	2	38												
	甲南女子大学大学院	2	26				26								
兵庫県	関西国際大学大学院	1											38		
	和歌山県	和歌山県立医科大学大学院	1	38											
鳥取県	鳥取大学大学院	1	38												
	島根県	島根大学大学院	1					26							
岡山県	岡山大学大学院	1		38*											
	山陽学院大学大学院	1			38										
岡山県	川崎病院福祉大学大学院	1		26											
	広島大学大学院	2	38*												
広島県	日本赤十字広島看護大学大学院	4	26	26				26							
	広島化学園大学大学院	2						38							
山口県	山口大学大学院	2	26												
	徳島大学大学院	1	38*												
香川県	香川県立保健医療大学大学院	1		26											
	高知県立大学大学院	9	38*	38*		26	38*	38*			38*	38	26	38*	
愛媛県	愛媛大学大学院	1						38							
	久留米大学大学院	4	38*					38*	38						
福岡県	福岡県立大学大学院	2		38*				38							
	九州大学大学院	1	26												
福岡県	聖マリア学院大学大学院	2							38	38					
	日本赤十字九州国際看護大学大学院	2									38		38		
佐賀県	佐賀大学大学院	1													
	長崎県立大学大学院	1	38*												
熊本県	熊本大学大学院	3	38	38*											
	大分県	大分大学大学院	1	38*											
宮崎県	宮崎大学大学院	1	26												
	琉球大学大学院	2	26			26		26	38		26				
沖縄県	沖縄県立看護大学大学院	5	26	26			26	38		26					
	38単位 計	181	45	24	2	23	20	9	14	18	8	4	10	2	2
	26単位 計	115	26	17	4	15	13	10	10	8	5	2	3	1	1
	総計	296	71	41	6	38	33	19	24	26	13	6	13	3	3

公社兵看協発第 769 号
平成 29 年 11 月 25 日

神戸女子大学
学長 中島 實 様

公益社団法人兵庫県看護協会
会長 中野 則子



大学院(博士前期課程・博士後期課程)の開設に関する要望書

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より兵庫県看護協会活動につきまして、ご指導ご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

神戸女子大学におかれましては、「自立心・対話力・創造性」を培う教育により、対話を通して患者の心、看護の在り方を理解し、創造的な思考で自ら考え、責任ある人間として自立した視野の広い看護職の育成を目的に、兵庫県を中心に人材育成に取り組まれておりますこと、心強く思っております。

今、我が国におきましては、2025 年を見据えて少子超高齢社会に対応する社会保障制度を構築するため、少子化対策、医療、介護、年金の4分野の改革が本格化しております。医療・介護分野においては、高度急性期から在宅医療・介護まで、医療・介護・看護・生活支援を切れ目なく提供するために、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムに向けて、県・市での取り組みが本格的に推進しております。

特に、医療は高度急性期から慢性期までの病床の機能分化連携、在宅医療の推進、医療と介護との連携や多職種協働を強化し、「病院完結型」から「地域完結型」へパラダイムシフトをしています。

このような社会情勢においては、高度な専門知識と科学的根拠に基づいた看護実践能力をもち、指導的役割を果たすことができる看護職の育成と看護ケア開発に必要な高度な教育・研究能力を備えた教育研究者が求められます。兵庫県におきましてもますますその必要性が高まっております。

このような時期に、貴大学が看護学研究科看護学専攻博士前期課程において、兵庫県において登録者が少ない慢性看護・小児看護の専門看護師コースと、高齢者看護学、地域看護学、精神看護学、女性看護学、看護実践デザイン・情報マネジメントの5つの研究コースの開設、同時に後期課程を開設されることは、高度な専門知識を有する看護職および看護管理者の育成、教育研究者の育成に大きく寄与されるものと期待しております。

つきましては、貴大学に大学院をぜひとも開設していただきますよう要請いたします。なお、大学院開設につきましては、社会人入学につきましてもご配慮いただきますようお願いいたします。

博士前期課程カリキュラムマップ

博士前期課程の人材育成の目標		看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育・研究者及び、地域で暮らす人々を支える高度専門職業人の育成を目指す。							
ディプロマ・ポリシー(DP) (修了要件・学位授与の方針)		DP① 研究の基本的な能力を修得している。 DP② 対象に応じた高い教育能力を修得している。 DP③ 専攻分野における高度な看護実践能力を修得している。 DP④ 高度専門職業人としての倫理観と姿勢を身につけている。 DP⑤ コミュニティヘルスケアを基盤として、人々の健やかな生活を支える能力を修得している。							
科目区分	授業科目の名称	配当年次	教育課程の概要	必要単位	DP①	DP②	DP③	DP④	DP⑤
共通科目	看護教育論	1前	それぞれの分野における高度な看護実践能力及び対象に応じた高い教育能力、研究に必要とされる基本的な能力の修得を目指す。	'専門看護師コース' ③④⑩⑪⑫の10単位5科目必修、選択科目から4単位2科目(各選択に別途定める必修科目を含む)の計14単位以上7科目以上。 '研究コース' ③④⑤の6単位3科目必修。 共通科目又は専門科目:2単位以上1科目以上。	○	◎	○	◎	○
	看護マネジメント論	1後			○	○	○	◎	○
	看護理論	1前			◎	◎	○	◎	◎
	看護研究方法論 I	1前			◎	○	○	◎	○
	看護研究方法論 II	1後			◎	○	○	◎	○
	コンサルテーション論	1後			○	◎	○	○	○
	看護倫理展開論	1後			○	○	○	◎	○
	看護政策論	1後			○	○	○	○	○
	国際保健・疫学論	1後			◎	○	○	○	○
	フィジカルアセスメント	1前			○	○	○	○	○
専門看護師コース	病態生理学	1前			○	○	○	○	○
	臨床薬理学	1後			○	○	○	○	○
	慢性看護学特論 I	1前	'慢性疾患看護専門看護師'と「小児看護専門看護師」を目指す分野を設置する。高度な看護学の知識・技術を駆使し、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアが提供できる能力の修得を目指す。	'専門看護師コース' 以下の専攻教育課程から1課程を選択。 慢性看護選択者:必修20単位8科目 小児看護選択者:必修20単位9科目	○	○	○	○	○
	慢性看護学特論 II	1前			○	○	○	○	○
	慢性看護学方法論 I	1前			○	○	○	○	○
	慢性看護学方法論 II	1後			○	○	○	○	○
	慢性看護ケアシステム論	2前			○	○	○	○	○
	慢性看護実習 I	1後			○	○	○	○	○
	慢性看護実習 II	2前			○	○	○	○	○
	慢性看護実習 III	2前			○	○	○	○	○
専門科目	小児看護学特論 I	1前			○	○	○	○	○
	小児看護学特論 II	1後			○	○	○	○	○
	小児看護学方法論 I	1後			○	○	○	○	○
	小児看護学方法論 II	2前			○	○	○	○	○
	小児保健医療福祉論	2前			○	○	○	○	○
	小児看護実習 I	1後			○	○	○	○	○
	小児看護実習 II	1後			○	○	○	○	○
	小児看護実習 III	2前			○	○	○	○	○
	小児看護実習 IV	2後			○	○	○	○	○
	高齢者看護学特論	1前	'高齢者看護学」「地域看護学」「看護実践デザイン・情報マネジメント」「精神看護学」「女性看護学」の5分野を設置する。看護の対象者や社会のニーズの変化に応じた高度な看護実践が提供できる能力、変化に対応した看護ケアが開発できる能力、効果的なケアシステムが開発できる能力、マネジメントに携わることができる能力等の修得を目指す。	'研究コース' 専攻する分野の専門科目の必修科目及び選択科目6単位以上3科目以上。 共通科目又は専門科目:2単位以上1科目以上。	○	○	○	○	○
研究コース	高齢者看護学対象論	1後			○	○	○	○	○
	高齢者看護学方法論	2前			○	○	○	○	○
	地域看護学特論 I	1前			○	○	○	○	○
	地域看護学特論 II	1後			○	○	○	○	○
	看護情報学特論	1前			○	○	○	○	○
	遠隔看護特論	1後			○	○	○	○	○
	看護実践デザイン特論 I	1前			○	○	○	○	○
	看護実践デザイン特論 II	1後			○	○	○	○	○
	精神看護学特論 I	1前			○	○	○	○	○
	精神看護学特論 II	1前			○	○	○	○	○
演習・研究科目	精神看護学方法論	1後			○	○	○	○	○
	女性看護学特論 I	1前			○	○	○	○	○
	女性看護学特論 II	1後			○	○	○	○	○
	演習 I	1後	研究課題を明らかにするための知識と技術、並びに論理的思考力を養う。また、特定の研究課題について、研究計画に沿ってデータ収集、分析、結果のまとめと考察、並びにこれを論文として記述する一連の研究プロセスを展開することを学ぶ。	'専門看護師コース' 各専攻する分野の「演習」4単位2科目及び「課題研究」2単位1科目の計6単位。 '研究コース' 「演習 I」2単位、「研究セミナー」4単位及び「特別研究」6単位の計12単位。 ※精神看護学分野「演習 I」2単位、「演習 II a」2単位、「演習 II b」2単位、「研究セミナー」4単位及び「特別研究」6単位の計16単位。 ※高齢者看護学分野「演習 I」2単位、「演習 III a」2単位、「演習 III b」2単位、「研究セミナー」4単位及び「特別研究」6単位の計16単位。	○	○	○	○	○
	演習 II a	2前			○	○	○	○	○
	演習 II b	2前			○	○	○	○	○
	演習 III a	2前			○	○	○	○	○
	演習 III b	2前			○	○	○	○	○
	慢性高度実践看護演習 I	1前			○	○	○	○	○
	慢性高度実践看護演習 II	1後			○	○	○	○	○
	小児高度実践看護演習 I	1前			○	○	○	○	○
	小児高度実践看護演習 II	1後			○	○	○	○	○
	研究セミナー	1通			○	○	○	○	○
	特別研究	2通			○	○	○	○	○
	慢性高度実践看護課題研究	2通			○	○	○	○	○
	小児高度実践看護課題研究	2通			○	○	○	○	○

◎:授業科目がDPに直結しており関連が強い ○:DPに関する能力形成に関与

博士後期課程カリキュラムマップ

博士後期課程の人材育成の目標 ディプロマ・ポリシー(DP) (修了要件・学位授与の方針)		地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的な研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者の育成を目指す。						
		DP① 看護・医療を取り巻く社会情勢の変化を見越した、革新的な看護ケアやコミュニティ・ケアシステムを生み出すことができる高度な水準の研究能力を修得している。 DP② 次世代の看護を担う人材を育成するための、卓越した教育能力を修得している。 DP③ 看護における諸課題を探究し、解決に向けて総合的に思考し判断できる、高度な問題解決能力を修得している。 DP④ 看護の教育研究者として、高い倫理観を備え、学際的かつ国際的な視点で物事や現象を捉える能力を修得している。						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	教育課程の概要	必要単位	DP①	DP②	DP③	DP④
共通科目	理論看護学	1前	看護課題を解決するための研究デザイン並びに方法を開発できる高度な研究能力を養うとともに、理論開発の基礎や看護実践の知を創り出すコミュニケーションの育成と知の統合などを修得する。また、英語論文の作成能力や英語でのプレゼンテーションスキルの向上を目指す。	必修 4単位 2科目	◎	◎	◎	○
	看護学研究	1前			◎	○	◎	◎
	英語論文演習	1後		選択	◎	○	○	◎
専門科目	高齢者高度実践看護学特論	1・2前	広範な看護課題や世界の健康問題について、現在の対策・支援・ケア及び支援システム等の有効性や課題を考察し、新たな援助方法を創出することを目指す。	選択 2単位以上 1科目以上	◎	○	◎	○
	看護ケア・教育学特論	1・2前			◎	◎	○	○
	看護情報システム特論	1・2前			◎	○	◎	○
	看護政策・マネジメント特論	1・2前			◎	◎	○	○
	精神健康看護学特論	1・2前			◎	○	◎	○
	看護病態学特論	1・2前			◎	○	○	◎
	国際保健学特論	1・2前			◎	○	○	◎
演習・研究科目	看護学演習	1・2後	新しいエビデンスが創造できる革新的な研究能力や、次世代を育てる卓越した教育能力を培うことをを目指す。	必修 8単位 2科目	◎	○	◎	○
	看護学特別研究	1～3通			◎	◎	◎	◎

◎:授業科目がDP①に直結しており関連が強い ○:DP④に関する能力形成に特に関与

学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人行吉学園神戸女子大学（附属高倉台幼稚園を含む。以下「本学」という。）の専任教職員の就業に関する事項を定める。

(教職員の定義)

第2条 この規則において教職員とは、専任の教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員をいう。

- (1) 教育職員とは、教授、准教授、助教、講師、研究助手、助手及び教諭をいう。
- (2) 事務職員とは、事務部局に所属する部長、次長、課長、センター長、室長、課長補佐、主任及び課員をいう。
- (3) 技術職員とは、保健師、自動車運転手及び専門的な業務に従事する者をいう。
- (4) 労務職員とは、用務員をいう。

2 教職員のうち管理職とする者は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 教育職員のうち学長、副学長、学部長、研究科長、部長、図書館長、学科主任、寮監長、スポーツ施設長、研究科専攻主任、学科副主任、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、地域連携推進センター長、古典芸能研究センター長、学校教育学専攻科長、園長、副園長、次長として任命された者

- (2) 事務及び技術職員のうち部長、センター長、次長、課長、室長として任命された者

3 臨時の任用職員に関する規則は別に定める。

4 非常勤講師に関する規則は別に定める。

(法令と就業規則との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法等法令の定めるところによる。

第2章 人 事

(任 免)

第4条 教職員の任免は、理事長がこれを行う。

2 教授、准教授、助教、講師、研究助手及び助手の任免は、人事委員会の議を経なければならぬ。

3 教職員を任用するにあたり、任期を定めることができる。

4 助教、講師、研究助手、助手の任免等については別に定める。

(試用期間)

第5条 新たに採用される教職員に対しては、6か月以内の試用期間をおくことができる。

2 試用期間を良好な成績で勤務したと認めた場合に正式に採用する。試用期間は在職年数に算入する。

(提出書類)

第6条 教職員は就職の際、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 誓約書
- (4) 健康診断書
- (5) 卒業証明書
- (6) その他理事長が指定する書類

2 前項各号に定める書類のうち、理事長が必要と認めないときは、その一部を省略することができる。

(配置換え等)

第7条 本学の運営上必要があるとき、理事長は職種又は職場の変更を行うことがある。正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。

第3章 勤務

(勤務時間)

第8条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を平均して1週間にについて40時間を超えない範囲とする。始業及び終業は次のとおりとする。

始業 午前9時00分

終業 午後5時30分

2 業務その他の事情により、学長が特に必要と認めたときは、前項の始業及び終業時刻を変更し、又は時差出勤を命ずることがある。

3 学長は、教育職員（助手及び教諭を除く）には原則として週1日以内の研修日を与えることができる。

4 学長は、教育職員が学則に定める休業期間中に行う学外での研修又は研究のうち、事前に届出があり許可したものについては、勤務をした日として認めることができる。

(休憩)

第9条 休憩時間は通常次のとおりとする。ただし、業務の都合により、学長は、教職員の同意を得て変更を命ずることができる。

休憩時間 正午から午後0時50分まで

(時間外勤務)

第10条 業務その他の都合により、法令の定めるところに従い、時間外勤務を行わせることができる。

(出勤)

第11条 出勤に際しては、直ちに本人自ら出勤簿に押印しなければならない。

(出張)

第12条 業務上必要があるときは、学長は教職員に対し、出張を命ずることができる。

2 出張旅費に関する規程は別に定める。

(遅刻又は早退)

第13条 遅刻又は早退をするときは、所属長に届出て承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ届出ることができないで遅刻した場合は、出勤後速やかに届出なければならない。
(欠勤)

第14条 病気その他やむを得ない理由で欠勤する場合には、事前に所属長に届出なければならない。あらかじめ届出ことができないときは、欠勤中又は欠勤後直ちに届出なければならない。

2 病気欠勤7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 休日及び休暇

(休日)

第15条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む。）
- (3) 創立記念日 11月11日
- (4) 夏季休暇 8月13日から8月16日まで
- (5) 冬季休暇 12月29日から翌年1月3日まで
- (6) その他学長が必要と認めた日

(休日勤務)

第16条 業務その他の都合により、法令の定めるところに従い、休日勤務を命ずることがある。

2 前項の場合、休日勤務日の前後2週間以内で振替休日を与えることがある。

(年次有給休暇)

第17条 教職員には、毎年4月から翌年3月までの間において、20日の年次有給休暇を与える。

ただし、採用した年における年次有給休暇は、次の区分により与える。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 年次有給休暇の残余日数は、翌年度に繰越すことができる。ただし、その日数は20日を越えることはできない。

(有給休暇のとり方)

第18条 有給休暇をとる場合は、前日までに学長に届出なければならない。

2 学長は、請求された時期に有給休暇を与えることが業務上正常な運営を妨げるときは、他の時期に変更を求めることができる。

(年次特別有給休暇)

第18条の2 年次特別有給休暇は、業務の正常な運営を妨げない限度において取得できるものとし、取得可能期間は別に定める。

2 年次特別有給休暇の日数は、10日とする。

3 年次特別有給休暇の残余日数は、翌年度に持越すことができない。

(特別休暇)

第19条 特別休暇及びその期間は次のとおりとする。

(1) 慶弔休暇

- ア 本人が結婚する場合……………6日以内
- イ 本人の子が結婚する場合……………2日以内
- ウ 妻が出産する場合……………2日以内
- エ 父母、配偶者又は子が死亡した場合……………6日以内
- オ 祖父母、兄弟姉妹、孫又は配偶者の父母が死亡した場合……………2日以内
- カ 伯父伯母、叔父叔母又は甥、姪が死亡した場合……………1日

(2) 生理休暇

生理日の勤務が著しく困難な女子教職員が請求した場合、その必要と認める期間

(3) 公傷休暇

教職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったため勤務できない場合

(4) 災害休暇

天災事変その他本人の責に帰すことのできない災害によって勤務できない場合

(5) 裁判員（裁判員候補者を含む）、証人、鑑定人、参考人として裁判所等に出頭し、又は学長の承認を得て公の職務を執行する場合

(6) 選挙権その他公民としての権利行使する場合

(7) その他前各号に準ずる理由により、学長が特に認めた場合

2 前項第3号より第7号までは、学長が必要と認めた期間及び時間とする。

3 学長の承認を得た特別休暇は有給とする。

(特別休暇のとり方)

第20条 特別休暇を受けようとする場合は事前に、やむを得ない理由のある場合は事後直ちに、学長に届出てその承認を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は必要により証明書を提出させることができる。

(産前・産後の休暇)

第21条 女子教職員が請求した場合、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の欠勤を認めること。産後8週間を経過しない女子教職員には欠勤を認める。ただし、産後6週間を経過した女子教職員が請求した場合において、その者について医師が支障ないと認めた業務につかせることができる。

2 前項に定める休暇期間中の給与は支給する。

(育児休業、看護休暇等)

第22条 教職員は、申出により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づいて育児休業、子の看護休暇等をとることができる。なお、育児休業、子の看護休暇等については、行吉学園育児休業規程による。

(介護休業、介護休暇等)

第23条 教職員は、申出により育児・介護休業法に基づいて介護休業、介護休暇等をとること

ができる。なお、介護休業、介護休暇等については、行吉学園介護休業規程による。

(母性の健康管理)

第23条の2 女性教職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために、次の区分に応じて必要な時間を確保する。

- (1) 当該女性教職員が妊娠中である場合、次に掲げる妊娠週数の区分に応じた期間以内ごとに1回とする。

妊娠週数	期間
妊娠 23 週まで	4 週
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週
妊娠 36 週から出産まで	1 週

- (2) 当該女性教職員が出産後1年以内である場合、医師または助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところによる。
- 2 前項にかかわらず、学長は妊娠中及び出産後の女性教職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための事業主が講ずべき措置に関する指針に基づき、必要な対策を講じるものとする。
- 3 前2項に定める時間等を取得しようとする場合は、原則として事前に学長に届出なければならない。
ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに届出るものとする。
- 4 第1項および第2項に定める時間帯については、在職年数に算入のうえ給与を支給する。

第5章 服務規律

(遵守事項)

第24条 教職員は、服務に当たって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 本学の名誉を重んじ、本学の教職員としての品位を保つこと。
- (2) 学内の諸規則及び上司の職務上の指示に従うこと。
- (3) 勤務時間中は担当する職務の遂行に専念するとともに、職場の秩序を維持し、互いに協力して、その職責を遂行すること。
- (4) 職務上の地位を利用して自己の利益を図らないこと。
- (5) 職務上の権限を越え、又は権利を濫用して独断的な行為をしないこと。
- (6) 職務上知り得た秘密を漏らし、又は本学の不利益となる事実を公然と不特定多数の者に告げないこと。

(特定承認事項)

第25条 教職員は、次の各号の一に該当する場合、学長に届出て、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 授業以外で学生若しくは園児を招集し又は学生若しくは園児を校外へ引率する場合
- (2) 所定の納付金以外の金銭を学生若しくは園児から徴収する場合
- (3) 他の事業を営み、若しくは他の業務を兼職する場合

- (4) 学校施設内で業務外の講習、集会、演説、放送をし、又は、文書、図面を配布、掲示しようとする場合

第6章 休職、復職、退職及び解雇

(休職及び休職期間)

第26条 教職員は、次の各号の一に該当するときは休職とする。

- (1) 自己都合による欠勤が引き続き1か月に及んだとき。
- (2) 私傷病による欠勤が引き続き3か月に及んだとき。
- (3) 学長の承認を得て引き続き6か月以上校務を離れるとき。
- (4) 刑事事件において起訴されたとき。

2 休職期間は前項第1号及び第2号の場合は1年とし、第3号及び第4号の場合はその必要期間とする。

3 休職期間中の給与は、原則として給与の30%を支給する。

4 復職後60日以内に同一又は関連のある傷病により欠勤を開始したときは、第1項第2号の定めにかかわらず休職とする。この場合の休職期間は、前の休職期間と通算するものとし、第2項に定める期間を限度とする。

(休職期間の取扱い)

第27条 休職期間は在職年数に算入しない。

(復職)

第28条 休職する理由が消滅し、本人が復職を申出たときは復職させる。

(退職)

第29条 教職員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (3) 休職期間が満了して、なお復職ができないとき。
- (4) 任期を定めて任用した教職員については、その任期が到来したとき。
- (5) 定年に達したとき。

なお、定年は、教育職員については70歳、教育職員以外の職員については65歳とし、それぞれの年齢に達した日の属する学年度末とする。

2 定年に達した教職員については、別に定める再雇用に関する規程に基づき、再雇用することができる。

(退職願)

第30条 教職員が退職しようとする場合は、少なくとも30日前までに退職願を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(解雇)

第31条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、30日前に本人に予告し、予告しないときは平均賃金の30日分の手当を支給して、解雇することができる。

- (1) 勤務状態が著しく不良で、職務を遂行しないとき。
- (2) 精神又は身体の障害のため、職務を遂行できないとき。

- (3) 理事長がその職務に必要な適格性を欠くと認定した場合。ただし、教育職員にあっては教授会の意見を聴くものとする。
- (4) 学校経営上、過員を生じたとき。ただし、割増し退職金を支給する。

第7章 給与及び退職金

(給 与)

第32条 教職員の給与は給与規程による。

(退職金)

第33条 教職員の退職金は退職金規程による。

第8章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第34条 教職員が次の各号の一に該当するときは、表彰することができる。

- (1) 永年勤続して功労があったとき。
- (2) 評価に値する顕著な功労があったとき。

(表彰の方法)

第35条 表彰は賞状を授与し、賞品又は賞金を贈る。

(懲 戒)

第36条 教職員が次の各号の一に該当するときは懲戒する。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 破廉恥な言動（セクシュアルハラスメントを含む）により、本学の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 職務を怠り、業務に支障を生じさせたとき。
- (4) 暴行又は脅迫により業務の遂行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく、又は虚偽の理由により、しばしば欠勤、遅刻、早退、その他職務を離れたとき。
- (6) 故意又は重大な過失により、本学に重大な損害を与えたとき。
- (7) 第6条第1項各号の提出書類に、虚偽の記載があったとき。
- (8) 第5章服務規律に違反、その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第37条 懲戒は次の区分によって行う。

- (1) 訓 戒

始末書を提出させ、理由を示して戒める。

- (2) 減 給

始末書を提出させ、給与月額の10分の1以内を3か月を限度として減じる。

- (3) 諭旨解雇

訓戒を与え、自己退職の形式で解雇する。

- (4) 懲戒解雇

理事会の議を経て、予告期間を設けず即時解雇し、行政官庁の認定を受けた場合は、退職金は支給しない。

(賠償責任)

第38条 教職員は、故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、損害賠償の責を免れない。

第38条の2 表彰及び懲戒は、行吉学園賞罰委員会の審議による答申に基づき理事長が行う。

2 賞罰委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 安全、衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第39条 教職員に対しては、安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(健康診断)

第40条 教職員に対しては、採用時及び毎年定期に健康診断を行う。

2 教職員は、毎年定期に行う健康診断を受けなければならないものとする。

(出勤の禁止)

第41条 教職員が感染症（学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症をいう。）又は勤務のために悪化するおそれがある疾病にかかった場合は、出勤を禁止することがある。

(災害補償)

第42条 教職員は業務上の事由若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は速やかに届出なければならない。

2 教職員が業務上の事由若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、法令の定めるところにより補償を行う。

第10章 変更

(改正の手続)

第43条 理事長は、教職員の過半数を代表する者の意見を聴取し、意見を記した書面を作成のうえ、この規則を変更することができる。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日より施行する。

行吉学園再雇用に関する規程

第1条 就業規則第29条第1項第5号の規程により定年に達した専任の教育職員について、次に掲げる者は、特任教員として再雇用することができる（以下、この者を「特任教員」という。）

- (1) 教学上特に必要と認められる者
- (2) 本学に対し特に功労があったと認められる者

2 特任教員に関し、必要な事項は別に定める。

第2条 就業規則第29条第1項第5号の規程により定年に達した専任の事務職員、技術職員、労務職員は、嘱託として再雇用することができる（以下、この者を「嘱託職員」という。）

- 2 嘱託職員の勤務条件は、原則として専任職員に準ずる。
- 3 嘱託職員の給与条件は、その都度理事長がこれを決定する。
- 4 嘱託職員は定期昇給せず、退職金も支給しない。ただし、賞与は支給する。
- 5 嘱託職員の再雇用の期間は原則として1年とする。ただし、必要と認められた場合は、5年を限度としてその期間を延長することができる。

第3条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

（定年延長に関する経過措置）

平成12年3月31日現在、次表の年齢に該当する職員については、定年延長の上限を次の通りとし、「行吉学園定年延長及び再雇用に関する規程」を適用するものとする。

平成12年3月31日現在の年齢	74歳	73	72	71	70	69	68
定年延長の上限年齢	75歳	74	74	73	73	73	72

2 「行吉学園定年延長及び再雇用に関する規程」は廃止する。

行吉学園特任教員規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学」という。）の特任教員に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特任教員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 就業規則第29条第1項第5号により、定年に達した専任教員のうち再雇用する者（以下「第1号特任教員」という。）
- (2) 新たに採用する教育職員のうち、特定の教育又は研究に従事することを目的に理事長が特に任命する者（以下「第2号特任教員」という。）
- (3) 専任教員（任期を有する者を除く）のうち、本人から定年前に特任教員への発令を申し出た者で理事長が特に任命する者（以下「第3号特任教員」という。）

2 前項第3号に定める本人からの申し出は、定年退職日前5か年度の期間を限度とする。

(身分・職名)

第3条 特任教員は専任教員とし、日本私立学校振興・共済事業団及び雇用保険の加入者となる。

2 特任教員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 特任教授
- (2) 特任准教授
- (3) 特任講師
- (4) 特任助教

(契約期間)

第4条 特任教員の契約期間及び定年は、次のとおりとする。

- (1) 第1号特任教員の契約期間は1年とし、満72歳を限度として更新することができる。ただし、理事長が特段の理由があると認める場合に限り、満74歳以内を限度として更新することができる。
- (2) 第2号特任教員の契約期間は、行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程の定めるところによる。
- (3) 第3号特任教員は、満70歳に達した日の属する学年度末をもって定年とする。

(任用手続き)

第5条 任用の手続きは、「専任教員の採用手続きに関する規程」による。

2 第1号特任教員及び第2号特任教員は、労働契約を締結するとともに、辞令を交付する。

3 第3号特任教員は、辞令を交付する。

4 前第1項及び第2項の手続きは、任用更新の場合にも適用する。

(勤務)

第6条 特任教員の勤務は、次のとおりとする。

- (1) 出勤日数は、週3日以上とする。
- (2) 授業担当時間数は、年間を平均して1週間につき4コマ以上とする。
- (3) 教授会の構成員とはならない。

但し、大学院担当者については研究科委員会の構成員とする。

なお、第2号特任教員にあっては、学長又は学部長から出席要請があった場合には教授会に出席し、意見を述べることができる。

- (4) 原則として、部局長・部科長、専攻・学科等の役職及び各種委員会の委員に任命されない。

但し、第2号特任教員にあっては、所掌する特定業務に関連する役職及び委員に任命されることがある。

2 外国人である特任教員に係る勤務日数及び授業担当時間数については、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、雇用契約の定めるところによる。

(給与等)

第7条 特任教員に支給する給与は、次のとおりとする。

- (1) 基本給

第1号特任教員及び第3号特任教員の基本給は、特任教員に任命される直前の基本給の60%とする。但し、勤務条件等により加算することがある。

第2号特任教員の基本給は、勤務条件等を勘案し、理事長が決定する。

- (2) 賞与及び手当等

賞与及び手当並びに給与の支給方法等については、「行吉学園給与規程」による。

- (3) 増担手当の特例

特任教員に係る増担手当については、「専任教員の基準コマ数に関する規程」第2条第2項の規定にかかわらず、4コマを超えるコマ数に対して支給する。ただし、外国人である特任教員に係る増担手当については、雇用契約に定めるところにより、支給する。

(退職金)

第8条 第1号特任教員及び第2号特任教員に対しては、退職金は支給しない。ただし、「行吉学園教職員退職金規程」第9条の規定を準用し、功労金を支給することがある。

2 第3号特任教員に対しては、行吉学園教職員退職金規程により退職金を支給する。ただし、任命される直前の標準俸給月額が退職時の標準俸給月額より高い場合は、その差額について退職金財団支給規程に基づいて特任教員となるまでの期間に対応する退職金を算出し加算することができる。

(個人研究費等)

第9条 特任教員に対する個人研究費は、「行吉学園個人研究費規程」第3条に定める金額の半額とする。

2 特任教員には、「行吉学園研究旅費規程」第2条に定める金額を支給する。

(諸規程の準用)

第10条 この規程に定めない事項については、行吉学園及び所属する大学の諸規程並びに関係法令を準用する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際に特任教員である者については、第2条第1項第2号及び同条第2項、第4条第3号並びに第6条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に特任教員であった者について、日本私立学校振興・共済事業団等に関する規定及び第2号特任教員の契約期間に関する規定を除いて、なお従前の規程を適用するものとする。

専門看護師コースで慢性看護を選択した者の履修モデル例

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次
			必修	選択		
共通科目	看護理論	1前	2			
	看護研究方法論 I	1前	2			
	コンサルテーション論	1後	2			
	看護マネジメント論	1後	2			
	フィジカルアセスメント	1前	2			
	病態生理学	1前	2			
	臨床薬理学	1後	2			
専門科目	慢性看護学特論 I	1前	2			
	慢性看護学特論 II	1前	2			
	慢性看護学方法論 I	1前	2			
	慢性看護学方法論 II	1後	2			
	慢性看護ケアシステム論	2前	2			
	慢性看護学実習 I	1後	4			
	慢性看護学実習 II	2前	4			
演習・研究科目	慢性看護学実習 III	2前	2			
	慢性高度実践看護演習 I	1前	2			
	慢性高度実践看護演習 II	1後	2			
	慢性高度実践看護課題研究	2通	2			
	合計		36	4	40	

専門看護師コースで慢性看護を選択した者の長期履修モデル例(3年間)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護理論	1前	2				
	看護研究方法論 I	1前	2				
	コンサルテーション論	1後	2				
	看護マネジメント論	1後	2				
	フィジカルアセスメント	1前	2				
	病態生理学	1前	2				
	臨床薬理学	1後	2				
専門科目	慢性看護学特論 I	1前	2				
	慢性看護学特論 II	1前	2				
	慢性看護学方法論 I	1前	2				
	慢性看護学方法論 II	1後	2				
	慢性看護ケアシステム論	2前	2				
	慢性看護学実習 I	1後	4				
	慢性看護学実習 II	2前	4				
演習・研究科目	慢性看護学実習 III	2前	2				
	慢性高度実践看護演習 I	1前	2				
	慢性高度実践看護演習 II	1後	2				
	慢性高度実践看護課題研究	2通	2				
	合計		36	4	40		

専門看護師コースで慢性看護を選択した者の長期履修モデル例(4年間)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護理論	1前	2					
	看護研究方法論 I	1前	2					
	コンサルテーション論	1後	2					
	看護マネジメント論	1後	2					
	フィジカルアセスメント	1前	2					
	病態生理学	1前	2					
	臨床薬理学	1後	2					
専門科目	慢性看護学特論 I	1前	2					
	慢性看護学特論 II	1前	2					
	慢性看護学方法論 I	1前	2					
	慢性看護学方法論 II	1後	2					
	慢性看護ケアシステム論	2前	2					
	慢性看護学実習 I	1後	4					
	慢性看護学実習 II	2前	4					
演習・研究科目	慢性看護学実習 III	2前	2					
	慢性高度実践看護演習 I	1前	2					
	慢性高度実践看護演習 II	1後	2					
	慢性高度実践看護課題研究	2通	2					
	合計		36	4	40			

想定される修了後の進路

- ・保健医療福祉施設における慢性疾患看護専門看護師
- ・コミュニティで活躍できる慢性疾患看護専門看護師
- ・保健医療福祉施設における管理者
- ・看護系教育機関の教員

履修モデル例

研究コースで看護実践・情報・デザイン分野を選択した者の履修モデル例

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次
			必修	選択		
共通科目	看護理論	1前	2			
	看護研究方法論 I	1前	2			
	看護研究方法論 II	1後	2			
	コンサルテーション論	1後	2			
	看護マネジメント論	1後	2			
専門科目	看護情報学特論	1前	2			
	遠隔看護特論	1後	2			
	看護実践デザイン特論 I	1前	2			
	看護実践デザイン特論 II	1後	2			
演習・研究科目	演習 I	1後	2			
	研究セミナー	1通	4			
	特別研究	2通	6			
合計			18	12		30

研究コースで看護実践・情報・デザイン分野を選択した者の長期履修モデル例(3年間)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護理論	1前	2				
	看護研究方法論 I	1前	2				
	看護研究方法論 II	1後	2				
	コンサルテーション論	1後	2				
	看護マネジメント論	1後	2				
専門科目	看護情報学特論	1前	2				
	遠隔看護特論	1後	2				
	看護実践デザイン特論 I	1前	2				
	看護実践デザイン特論 II	1後	2				
演習・研究科目	演習 I	1後	2				
	研究セミナー	1通	4				
	特別研究	2通	6				
合計			18	12		30	

研究コースで看護実践・情報・デザイン分野を選択した者の長期履修モデル例(4年間)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護理論	1前	2					
	看護研究方法論 I	1前	2					
	看護研究方法論 II	1後	2					
	コンサルテーション論	1後	2					
	看護マネジメント論	1後	2					
専門科目	看護情報学特論	1前	2					
	遠隔看護特論	1後	2					
	看護実践デザイン特論 I	1前	2					
	看護実践デザイン特論 II	1後	2					
演習・研究科目	演習 I	1後	2					
	研究セミナー	1通	4					
	特別研究	2通	6					
合計			18	12		30		

想定される修了後の進路

- ・保健医療福祉施設や行政機関、研究機関における教育や研究を担う看護職
- ・保健医療福祉施設や行政機関、研究機関における管理者
- ・看護系教育機関の教員

博士後期課程履修モデル例 看護情報システム分野 特論を1年前期に選択した場合

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	理論看護学	1前	2		→		
	看護学研究	1前	2		→		
	英語論文演習	1後	1				
専門科目	高齢者高度実践看護学特論	1・2前		2			
	看護ケア・教育学特論	1・2前		2			
	看護情報システム特論	1・2前		2	→		
	看護政策・マネジメント特論	1・2前		2			
	精神健康看護学特論	1・2前		2			
	看護病態学特論	1・2前		2			
	国際保健学特論	1・2前		2			
演習・研究科目	看護学演習	1・2後	2		→		
	看護学特別研究	1～3通	6				→
合計			12	2		14	

博士後期課程履修モデル例 看護情報システム分野 特論を2年前期に選択した場合

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	理論看護学	1前	2		→		
	看護学研究	1前	2		→		
	英語論文演習	1後	1				
専門科目	高齢者高度実践看護学特論	1・2前		2			
	看護ケア・教育学特論	1・2前		2			
	看護情報システム特論	1・2前		2	→		
	看護政策・マネジメント特論	1・2前		2			
	精神健康看護学特論	1・2前		2			
	看護病態学特論	1・2前		2			
	国際保健学特論	1・2前		2			
演習・研究科目	看護学演習	1・2後	2		→		
	看護学特別研究	1～3通	6				→
合計			12	2		14	

想定される修了後の進路

- ・看護系教育機関の教員
- ・保健医療福祉施設や行政機関、研究機関における教育・研究者
- ・保健医療福祉分野での起業家を育成できる人
- ・起業に結びつく研究開発ができる人

博士前期課程 学位取得のプロセス

年	月	専門看護師コース学生	研究コース学生	指導教員	研究科委員会	審査委員会
M1	4	ガイダンス・履修科目の選択			研究主指導教員(1名)・研究副指導教員(2名)の決定	
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2					
	3					
研究計画発表会(非公開)						
M2	4	の研究立案申請				
	5	研究計画				
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
研究の遂行						
及び状況の確認						
論文作成指導						
学位論文・審査願提出						
主査(1名)・副査(2名以上)の決定						
修士論文討論発表会(公開)						
学位授与						
学位論文の審査及び試験(論文関係)又は学力の確認						
学位授与の審議・議決						

博士前期課程 学位取得のプロセス 長期履修生(3年間)

年	月	専門看護師コース学生	研究コース学生	指導教員	研究科委員会	審査委員会		
M1	4	ガイダンス・履修科目の選択			研究計画立案の指導・支援	研究主旨指導教員(1名)・研究副指導教員(2名)の決定		
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	4							
M2	5	講義・演習・実習を通じた課題の探求						
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	4				研究計画発表会(非公開)			
M3	5	研究計画立案申請			論文作成指導	主査(1名)・副査(2名以上)の決定		
	6	研究の遂行						
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1	学位論文・審査願提出						
	2							
	3	修士論文討論発表会(公開)						
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13	学位授与						

博士前期課程 学位取得のプロセス 長期履修生(4年間)

年	月	専門看護師コース学生	研究コース学生	指導教員	研究科委員会	審査委員会	
M1	4	ガイダンス・履修科目の選択			研究主指導教員(1名)・研究副指導教員(2名)の決定		
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
	2						
	3						
M2	4	講義・演習・実習を通じた課題の探求			研究計画立案の指導・支援		
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
	2						
	3						
M3	4	研究課題の決定、研究計画の立案			研究計画発表会(非公開)		
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
	2						
	3						
M4	4	研究の立案 研究計画 研究倫理審査申請			研究の遂行 及び 研究の進捗 確認		
	5						
	6	課題研究の遂行					
	7						
	8						
	9	論文の作成					
	10						
	11						
	12						
	1	学位論文・審査願提出			主査(1名)・副査(2名以上)の決定		
	2						
	3	修士論文討論発表会(公開)					
					学位論文の審査及び試験(論文関係)又は学力の確認		
					学位授与の審議・議決		

博士後期課程 学位取得のプロセス

年	月	学生	指導教員	研究科委員会	審査委員会	
D1	4	ガイダンス・履修科目の選択 研究課題の決定 研究計画書の立案	指導 ・ 研究 計 画 立 案 の 支 援	研究主指導教員(1名)・研究副指導教員(2名)の決定		
	5					
	6					
	7					
	8	研究計画発表会(非公開)				
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2	研究計画発表会(非公開)				
	3					
D2	4	研究計画発表会で発表後、倫理審査を受け、 研究を遂行	研究倫理審査申請	研究の進捗状況の確認 及び指導		
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2					
	3					
D3	4	査読付き学術専門誌に論文投稿	論文の作成	論文作成指導		
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10	↓				
	11					
	12	投稿論文の受理				
	1	学位論文・審査願提出		主査(1名)・副査(2名以上) の決定		
	2	博士論文討論発表会(公開)			学位論文の審査及び試験(論文関係) 又は学力の確認 学位授与の審議・議決	
	3	学位授与				

神戸女子大学学位規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、神戸女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の授与要件）

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して授与する。

（専攻分野の名称）

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位授与の申請）

第4条 大学院の学生が学位の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。

(1) 修士の学位授与の申請にあっては、修士論文（神戸女子大学大学院学則第22条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）および論文等の要旨

(2) 博士の学位授与の申請にあっては、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書

2 第2条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に前項に規定する博士論文等及び学位論文審査手数料80,000円を添えて学長に提出するものとする。

3 学位論文は1編とし、修士論文は3部、博士論文は3部提出するものとする。なお、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

（学位論文の審査）

第5条 学長は、前条の規定により学位授与の申請があったときは、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に受理の可否を付託し、可とされた場合は、その審査を付託しなければならない。

（審査委員会）

第6条 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

2 審査委員会は、当該研究科委員会で選出された教員3名以上で構成するものとする。ただし、必要があるときは、研究科長は他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。この

場合、研究科長は研究科委員会の意見を聞くことができる。

- 3 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。
- 4 試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある科目について筆記試験又は口頭試験により行う。
- 5 前項に規定する口頭試験は、原則として公開とする。

第7条 (削除)

(学力の確認)

第8条 第2条第3項に規定する大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口頭試験により行うものとする。

- 2 大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第9条 第2条第2項に規定する者の博士論文の審査及び試験は、原則として学生の在学期間に終了しなければならない。

- 2 第2条第3項に規定する者の博士論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(審査の結果の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、次に掲げる書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科委員会に報告しなければならない。

- (1) 修士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果
- (2) 博士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果又は学力の確認の要旨

(学位授与の決議)

第11条 研究科委員会は、前条に規定する報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決しなければならない。

- 2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位の授与を決議するときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 研究科委員会が第1項の決議をしたときは、研究科長は、決議の結果を意見として学長に述べなければならない。この場合、文書をもって意見を述べるものとする。

(学位の授与)

第12条 学長は、研究科長の意見を聴き、学位記を授与する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(博士論文の要旨等の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に本学の協力を得てその博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を得て、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものernetの利用により公表することができる。
- 3 学位を授与された後に、博士論文を公表する場合には、神戸女子大学において審査を受けた博士論文であることを明記しなければならない。

(学位の名称)

第16条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、修士又は博士の学位の名称を用いるときは、「神戸女子大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士又は博士の学位を取消すものとする。

- (1) 不正の方法によって修士又は博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) その名誉を汚す行為があったとき。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 5 号までとする。

(改 正)

第19条 この規程の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聞くことができる。

別表第1 (第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野

学 部 名	学 科 ・ 課 程	専攻分野の名称
文 学 部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄 養 学
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学
看 護 学 部	看 護 学 科	看 護 学

別表第2（第3条第2項関係）

修士及び博士の学位に付記する専攻分野

研究科名	専攻	専攻分野の名称	
		修士	博士
家政学研究科	食物栄養学専攻	食物栄養学	食物栄養学
	生活造形学専攻	生活造形学	生活造形学
文学研究科	日本文学専攻	日本文学	日本文学
	英文学専攻	英文学	英文学
	日本史学専攻	日本史学	日本史学
	教育学専攻	教育学	教育学
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	健康栄養学	—
看護学研究科	看護学専攻	看護学	看護学

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（博士課程新設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 9 月 16 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。ただし、別表第 2 の表中「英文学専攻」「博士課程」欄の「英文学」については、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項については、平成 4 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（社会福祉学科設置に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。（別記様式第 1 （学士の学位記）変更に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

別記様式第2（博士前期課程修了の学位記）

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

別記様式第4（博士の学位記）の変更に伴う改正

附 則

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学科・専攻・課程	専攻分野の名称
文学部	文学科 国文学専攻	国 文 学
	英文学専攻	英 文 学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
	社会福祉学科	社会福祉学
家政学部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学

附 則

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 ・ 課 程	専攻分野の名称
文 学 部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	神戸国際教養学科	国際教養学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	健 康 福 祉 学 科	社会福祉学
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2（健康栄養学研究科設置に伴う改正）

別記様式第 5（（修士課程修了の学位記）の追加）

附 則

第1条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (神戸国際教養学科の名称変更に伴う改正)

第2条 神戸国際教養学科は、改正後の第 3 条に定める別表第 1 に掲げる学科・課程にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在籍した者が当該学科から在籍しなくなるまでの間存続するものとし、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2 (看護学研究科設置に伴う改正)

別記様式第1 (学士の学位記)

第 号	平成 年 月 日	学位記 氏名 年 月 日生
本学○○学部○○学科所定の課程を修め 本学を卒業したので学士(○○)の学位を 授与する		
神戸女子大学長印		

別記様式第2 (博士前期課程修了の学位記)

第 号	平成 年 月 日	学位記 氏名 年 月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査 及び最終試験に合格したので修士 (○○)の学位を授与する		
神戸女子大学長印		

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

第 号	論文題目	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了 したので博士（○○）の学位を授与する	学位記
平成 年 月 日			氏名 年月日生
神戸女子大学長 印			

別記様式第4（博士の学位記 論文博士）

第 号	論文題目	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に 合格したので博士（○○）の学位を授与する	学位記
平成 年 月 日			氏名 年月日生
神戸女子大学長 印			

別記様式第5（修士課程修了の学位記）

第 号	学位記
する	氏名
平成 年 月 日	年 月 日生
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において
神戸女子大学長印	